

## 第6 社会福祉の基盤整備について（福祉基盤課）

### 1 社会福祉施設の防災対策等について

#### (1) 社会福祉施設の耐震化等整備の推進等について

##### ア 社会福祉施設の耐震化等整備の推進について

社会福祉施設の耐震化等整備に関し、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金（以下「基金」という）は、平成26年度末をもって終了することとしたところであるが、関係各部局の平成26年度補正予算において、社会福祉施設等の耐震化やスプリンクラー設置に必要な財源を確保するとともに、平成27年度当初予算案においても、必要な予算を確保したところである。

また、独立行政法人福祉医療機構における、耐震化や高台移転、スプリンクラー等整備の優遇融資についても、平成27年度において引き続き実施する予定である。

(参考1)

#### ○平成26年度補正予算（耐震化整備、スプリンクラー整備等）

・社会福祉施設等施設整備費補助金（障害者施設等）	80億円
・次世代育成支援対策施設整備費交付金（児童養護施設等）	8.8億円
・地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（介護関連施設等）	51.2億円

#### ○平成27年度当初予算(案)

・社会福祉施設等施設整備費補助金（障害者施設等）	26億円
・次世代育成支援対策施設整備費交付金（児童養護施設等）	56.6億円
・保育所等整備交付金（保育所等）	55.4億円
・地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（介護関連施設等）	7.6億円

(参考2) 独立行政法人福祉医療機構の優遇融資

	社会福祉施設（入所）
融資率	（通常）70～80% → （耐震化・スプリンクラー等）90% （高台移転）95%
利率優遇	（耐震化・スプリンクラー等）通常利率 △0.5%（当初5年間） （高台移転）無利子

※ 高台移転に係る二重ローン対策（返済猶予や償還期間延長等）も実施

社会福祉施設等の耐震化状況については、平成26年12月に公表した「社会福祉施設等の耐震化状況調査」では、平成25年10月時点の耐震化率は86.3%（16.0万棟／18.6万棟）であり、前回の平成24年4月時点から2ポイント向上したところであるが、未だ耐震化されていない施設が見受けられるところである。

特に、社会福祉施設等については、自力避難が困難な方が多く利用されていることから、利用者の安全を確保する観点から、できる限り早期に全ての施設の耐震化を完了する必要がある。

こうした中、昨年、国土強靱化基本法に基づく、国土強靱化基本計画（平成26年6月3日閣議決定）や国土強靱化アクションプラン（平成26年6月3日国土強靱化推進本部決定）において、社会福祉施設等の耐震化を着実に推進していくことを明記※しており、国としても、今後、想定される南海トラフ地震や首都直下地震等に備え、引き続き、未耐震施設の耐震化整備を早急に進めていくことが喫緊の課題であると考えている。

また、津波による被害が想定される施設の高台移転整備や、自力避難が困難な高齢者や障害者等が入所する小規模施設等へのスプリンクラーの設置についても、併せて推進していく必要がある。

各都道府県・指定都市・中核市におかれては、積極的に未耐震施設の把握に努めていただくとともに、対象施設に対しては、これらの補助制度や融資制度の情報提供や耐震化整備に向けた助言を行うなど、耐震化等整備の推進について必要な支援をお願いします。

なお、耐震診断費用については、国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室が所管する補助制度「住宅・建築物安全ストック形成事業（社会資本整備総合交付金において実施）」（国土交通省1／3、地方公共団体1／3、民間事業者1／3）があるので、必要に応じて事業者に対する情報提供等をお願いします。

※国土強靱化アクションプランにおいて、社会福祉施設の耐震化率を平成24年の84%から平成30年には94.5%とすることを指標としている。

## イ 共生型福祉施設整備事業について

これまで、東日本大震災の復興にあたり、地域コミュニティの再生・活性化といった課題に対応するため、平成24年度補正予算において基金の対象事業に、共生型福祉施設整備事業を追加し、被災地における共生型福祉施設※の設置を推進してきたところである。

基金事業は26年度末をもって終了するが、こうした身近な地域における交流・支え合いの拠点の整備は、今後とも重要であると考えているところである。

今般、26年度補正予算において、地方創生の観点から内閣府に計上された「地域住民生活等緊急支援のための交付金」を活用し、中山間地等において、地域交流、地域支え合いの拠点として、「多世代交流・多機能福祉拠点」を整備し、既存制度も活用しながら、居場所、相談、見守り、通所サービス等を柔軟かつ一体的に提供していく取組を積極的に進めていくこととしているところであり、今後は、被災地に限らず、こうした制度の積極的な活用を図っていただきたい。

※被災地において、高齢者、障害者及び子どもが共に利用でき、身近な地域で必要な福祉・コミュニティのための機能をコンパクトに1つの場所で担う所。

## ウ 社会福祉施設等の土砂災害対策の徹底について

昨年、8月20日の広島における土砂災害は、地域社会に甚大な被害を及ぼすとともに、社会福祉施設等も被害を受けたところ。その教訓も踏まえ、11月には「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が公布されており、土砂災害警戒区域における警戒避難体制をさらに充実・強化していくこととなったところである。

社会福祉施設等の土砂災害対策については、これまでも「災害時要援護者関連施設に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成22年7月27日付け社援総発0727第1号国河砂第57号厚生労働省社会・援護局総務課長、国土交通省河川局砂防部砂防計画課長連名通知）により、民生部局と砂防部局の連携による土砂災害対策の推進をお願いしているところである。

各都道府県におかれては、砂防部局や管内市町村と連携体制を強化し、土砂災害のおそれがある地域に立地する社会福祉施設等を的確に把握するとともに、当該施設に対し、消防機関、市町村、地域住民等と日常の連絡を密にし、施設の構造、入所者の状況の情報共有や避難時や避難後の円滑な支援を行うための協力体制を確立するなど土砂災害対策に万全を期すよう、必要な助言・指導をお願いします。

併せて、土砂災害警戒区域における社会福祉施設等の新設計画に対しては、砂防部局や市町村と連携し、土砂災害警戒区域に係る情報を新設計画者に提供するとともに、利用者の安全確保の観点から計画の検討を促すなど、適切な対応をお願いします

## (2) 災害福祉広域支援ネットワークについて

被害が甚大であった東日本大震災においては、被災地における要援護者（高齢者、障害児・者、妊婦、乳幼児等災害時に支援が必要な者）を支援する福祉人材の確保が困難となり、被災地域外からの広域的な支援を必要としたが、支援の仕組み、受入れの仕組みが事前に十分構築されておらず、効果的に進まなかったことが大きな教訓となったところである。

そのため、福祉分野においても、発災直後からの能動的・機動的な対応や、被災地域外からの支援と被災地ニーズとのマッチング調整等について包括的・継続的に支援する仕組みをできるだけ早期に構築し、大規模災害に備える必要がある。

平成 24 年度及び 25 年度においては、独立行政法人福祉医療機構が実施する社会福祉振興助成事業（民間法人に対する助成）により、都道府県単位の災害福祉支援ネットワークの構築を推進しているところである。

また、自治体によっては自らが事務局となって取り組む場合もあることを踏まえ、平成 26 年度からはセーフティネット支援対策等事業費補助金へ組み替えて実施をしているところである。

現在、こうした事業を活用いただいている中で、25 都道府県（平成 26 年 8 月現在。自治体独自の取組みを含む。）においてネットワークの構築に着手している状況であるが、依然として未着手の自治体も残っているため、平成 27 年度も生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（仮称）のメニュー事業により構築に必要な経費の補助を予定

しているところである。未着手の都道府県におかれては、災害福祉広域支援ネットワーク構築の必要性についてご理解いただくとともに、管内市町村や社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO法人をはじめとする民間福祉事業者等との連携に努めることにより、早期に都道府県単位のネットワーク構築が図られるよう、積極的な取組をお願いしたい。

#### 災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業

- 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（仮称）のメニュー事業として実施
- 実施主体：都道府県又は都道府県が適当と認める団体
- 補助率：定額補助（1／2相当）
- 事業内容：
  - ① ネットワーク本部の立ち上げ・運営
  - ② 災害福祉支援体制の検討・構築
  - ③ ネットワークの普及・啓発
  - ④ 災害福祉支援チームの組成、研修、訓練等
  - ⑤ 他都道府県と情報交換や連携づくり

また、国においても災害福祉広域支援ネットワークの全国展開に向けて、すでに先行して実施している都道府県ネットワーク本部事務局及び都道府県との情報交換会の実施などを、引き続き行っていく予定である。このような対応を通じて、災害福祉広域支援ネットワークづくりのために必要な情報を今後も積極的に提供していくので、活用していただきたい。

## 2 独立行政法人福祉医療機構について

独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、福祉・医療貸付事業をはじめとして、福祉医療経営指導事業、社会福祉振興助成事業、福祉保健医療情報サービス事業、退職手当共済事業、心身障害者扶養保険事業など国の福祉・医療政策等に密接に

連携した多様な事業を公正かつ効率的に実施することにより、わが国の福祉、介護、医療サービスを安定的かつ効果的に提供する使命を担い、福祉・医療の民間活動を応援しているところである。各都道府県等におかれては、機構の業務運営について、引き続きご協力をお願いしたい。

#### (1) 福祉貸付事業について

機構は、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、民業補完を徹底しつつ、政策優先度に即して政策融資を実施しているところである。

平成 27 年度予算案においては、地域医療介護総合確保基金に係る融資条件の優遇措置を実施するほか、放課後児童クラブの貸付対象の拡充や、利用者の利便性の向上等の観点から貸付期間に応じた金利体系への見直し等を図ることとしており（詳細は、別表の「平成 27 年度予算案における福祉貸付事業の貸付条件の見直し内容について」のとおり。）、政策上必要とする貸付原資の確保及び融資条件の優遇措置等を行うこととしている。併せて、東日本大震災の復旧・復興に向けた優遇融資等についても引き続き実施するので、管内の社会福祉法人等に対して、遺漏なきよう周知をお願いしたい。

また、平成 27 年度福祉貸付事業の具体的な取扱方針並びに貸付事務手続等に関する「福祉貸付事業行政担当者説明会」が、機構主催で3月に開催される予定（別途機構から通知予定）であるので積極的な参加をお願いしたい。

#### ア 貸付規模

資金交付額 4, 3 3 2 億円（うち福祉貸付 2, 8 6 4 億円）

#### イ 協調融資について

社会福祉法人が民間金融機関からの資金調達が円滑に行えるよう、機構と民間金融機関が連携して融資を行う協調融資の仕組みについて、平成 20 年度から福祉貸付全般に範囲を拡大したところである。借り手側にとってメリットがある協調融資の一層の拡大を図ることは、民間金融機関の参入を促し、福祉分野の更なる成長に資するものであることから、協調融資の利用促進について引き続き各法人等に対して、その活用について助言をお願いしたい。

(2) 退職手当共済事業について

ア 平成 27 年度予算額案	250 億円
・ 給付予定人員	75,689 人
・ 給付総額	964 億円

イ 都道府県補助金について

退職手当共済は、社会福祉事業の安定・発展に寄与することを目的として、保育所や障害者施設等の職員に対する退職手当給付に対して、国、都道府県、共済契約者である社会福祉法人の三者で 1 / 3 ずつを負担することで成り立っている制度である。

退職手当共済は一時的であっても支給財源に不足が生じ支給遅延が発生することは、制度に対する信頼を損なうことになるため、平成 26 年度分に係る補助金の交付が完了していない都道府県におかれては、速やかに交付するようお願いしたい。

また、平成 27 年度以降においても補助金の早期交付について特段のご配慮をお願いしたい。

(別表)

## 平成27年度予算案における福祉貸付事業の貸付条件の見直し内容について

分類	事項名	見直し内容
新規	1) 地域における医療及び介護の総合的な確保の推進を支援するための融資条件の優遇措置	・地域医療総合確保基金等からの補助を受けた新規の施設整備について融資率を90%とする。(平成37年度までの措置)
	2) 放課後児童クラブの貸付けの相手方の拡充	・貸付対象を全法人に拡充する。
	3) 小規模保育事業に関する融資制度の拡充	・国や自治体からの補助を受けないで整備する施設に対しても融資可能とする。
	4) 幼保連携型認定こども園に対する融資制度の整備	・社会福祉法人と学校法人を貸付対象とする。 ・融資率を90%とする。(平成29年度まで) ・貸付利率は基準金利と同率とする。
	5) 都市部における社会福祉施設等の整備に係る融資条件の優遇措置の対象施設の拡充	・小規模保育事業、放課後児童クラブ、地域密着型サービス事業を優遇措置の対象に追加する。  【現行】 「都市部における社会福祉施設等の整備に係る融資条件の優遇」 ・融資率:90% ・償還期間:30年以内 ・据置期間:3年以内 ・対象施設:特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、保育所
	6) 貸付金利体系の見直し(期間別金利の導入)	・貸付金利について、償還期間10年超30年以内の期間については、それぞれの償還期間に応じた金利設定とする。
継続	7) 社会福祉施設等の耐震化整備に係る融資条件の優遇措置	・融資率等の優遇措置を平成27年度末まで延長する。
	8) スプリンクラー整備に係る融資条件の優遇措置	・融資率等の優遇措置を平成27年度末まで延長する。 ・平成27年度から国や自治体の補助を受けないで整備する事業も優遇措置の対象とする。
	9) 障害者自立支援基盤整備事業に係る融資条件の優遇措置	・融資率の優遇措置を平成29年度末まで延長する。
	10) 社会福祉施設等の津波対策としての高台移転整備に係る融資条件の優遇措置	・融資率等の優遇措置を平成27年度末まで延長する。
	11) アスベスト対策事業に係る優遇措置	・融資率等の優遇措置を平成27年度末まで延長する。



## 第7 地方改善事業等について（地域福祉課）

### （1）地方改善事業の実施について

隣保館運営事業等については、今後とも多様化する住民ニーズに的確に対応するためには、地域の関係機関と連携することなどが必要であり、これまでの施策の成果が損なわれることのないようご配慮願いたい。

#### ア 隣保館の公平中立な運営について

隣保館は「公の施設」であり、その運営に当たっては常に公平性・中立性を確保する必要があることから、地域住民などから、特定の団体に対し恒常的・独占的に利用されているなどの批判が生ずることのないよう、引き続き管内市町村に対しご周知願いたい。

なお、管内市町村の隣保館において、そのような疑義が生じた場合には、速やかに館の利用実態を確認の上、必要に応じて是正を図られたい。

#### イ 地方改善施設の財産処分について

最近、隣保館等の地方改善施設について、厚生労働大臣の承認を受けることなく財産処分を行う等の不適切な事例が散見される場所であるので、財産処分を計画する場合にあっては、その検討段階で連絡を願いたい。

### （2）アイヌ政策の推進について

現在、政府では「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告（平成 21 年 7 月）を受け、アイヌの人々の意見等を踏まえつつ総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進するため、「アイヌ政策推進会議」（座長：菅義偉内閣官房長官）を設置・開催しているところである（首相官邸ホームページ内「アイヌ政策推進会議」参照）。

平成 24 年 7 月に開催された同会議では、同会議の下に設置された作業部会（部会長：常本照樹北海道大学アイヌ・先住民研究センター長）での「北海道外アイヌの生活実態調査」を踏まえた全国的見地からの施策の展開等に関する検討状況が報告されたが、この中には、北海道外のアイヌの人々の相談に適切に

対応するため、民生委員等、生活相談に応ずる者に対するアイヌに関する研修の充実を図るべきとの提言も盛り込まれているところである。このため、各自治体におかれては、引き続き民生委員の研修会などの機会を捉え、アイヌの人々に対する理解を深めていただくようご配慮願いたい。

### (3) 人権課題に関する啓発等の推進について

人権課題に関する国民の差別意識は解消に向けて進んでいるものの、一部では依然として存在しており、最近では、インターネットの悪用による人権侵害事案も多く発生しているところである。ついては、その差別の解消を図る上で啓発及び研修の実施は重要であることから、管内の行政関係職員をはじめ保健福祉に携わる関係者等に対し、積極的な啓発・研修を通じ人権課題に関する理解が深められるよう特段のご配慮を願いたい。

過去に就職差別につながるおそれのある身元調査事案が発生しているが、これは調査を依頼した関係者の人権問題に対する認識が十分でなかったことによるところが大きいと思われる。このようなことが二度と起きないようにするためにも、関係者などに対する啓発・研修は、具体的な事例を挙げるなど効果的なものとなるよう努めるとともに、関係事業者団体に対して、職員の採用選考に当たっては、応募者の適性と能力を基準として行うよう機会を捉えて指導・啓発を行われたい。

## 第8 消費生活協同組合の指導・監督について

(地域福祉課消費生活協同組合業務室)

### (1) 地域における生協の社会的役割について

消費生活協同組合（以下、「生協」という。）は、一定の地域又は職域での人と人とのつながりによる組織であることから、近年の少子高齢社会における地域コミュニティや家族の在り方の変化に伴い、益々地域社会への貢献が求められている。

その一つとして、高齢化や人口減少などの影響による高齢者等の孤立防止や見守り、買い物支援等を積極的に行うことが期待される場所である。

具体的には、地域において生協が自治体との協働を積極的に行い、従来から実施している宅配事業の充実のほか、各々の地域において見守り・買い物支援を行う団体と連携し、山間へき地等交通が不便で近隣にスーパーや商店がなく、買い物支援が必要とされる地域の高齢者等に、移動車両による食品の提供等を積極的に行うことが期待される。

また、本年4月からの生活困窮者自立支援法の施行に伴い、生協においても自治体からの委託を受けて相談事業を実施するなど、自治体や地域社会と連携した取組への貢献が期待される。

各都道府県におかれても、生協の社会的役割を踏まえ、所管生協が可能な限り高齢者等の見守り・買い物支援等に積極的に取り組むことができるよう、地域におけるニーズの把握、所管生協との意見交換の実施など、必要な指導・支援をお願いしたい。

### (2) 健全な運営の確保について

生協は、税制においても普通法人に比べ優遇されているように、その社会的責務は非常に大きく、信頼と責任ある経営が求められている。都道府県におかれては、適正な運営体制と事業の健全性が確保されるよう、以下の点についても留意の上、所管する生協の指導に特段のご配慮をお願いしたい。

- ① 員外利用の防止及び法令に基づく適切な員外利用許可の徹底

- ② 架空契約及び名義借契約等の発生を防止するための共済募集管理体制の徹底
- ③ 共済事業規約などに基づいた適切な共済金等支払管理態勢の徹底
- ④ 組合員の個人情報管理態勢や出資金及び共済掛金などの管理態勢の徹底
- ⑤ 事業を利用していない組合員が多数存在する生協においては組合員管理の徹底、休眠状態にある生協においては生協の指導の徹底
- ⑥ 財務状況が悪化している生協、特に、多額の累積赤字を抱えている生協における経営の健全化

また、新たに設立される生協の認可に当たっては、設立の趣旨や事業計画等について法の趣旨に照らして適切かどうか、また、将来にわたり安定的な事業継続が見込めるかどうか等の観点から、生協関係法令・通知に則り、適正に審査を行ったうえで判断されるようお願いしたい。

### (3) 政治的中立の確保について

生協の政治的中立の確保については、法第2条第2項において「組合は、これを特定の政党のために利用してはならない」と規定しているところである。本年4月には統一地方選挙も予定されており、生協が法の趣旨を十分尊重し、いやしくも政治的中立の観点から批判や誤解を招くことのないよう改めて厳正に指導されるようお願いしたい。

### (4) 国から都道府県への権限移譲について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第4次分権一括法）の施行により、平成27年4月1日から消費生活協同組合に関する設立認可・監督権限のうち、地方厚生局の所管に係るものについては、都道府県に移譲されることとなっている。各地方厚生局からの関係事務の引き継ぎが滞りなく行われるようご配慮願いたい。

関係する省令等の改正については、追ってご連絡するので、ご承知おきいただきたい。

### (5) 消費生活協同組合法関連諸規定の改正について

消費生活協同組合法関連諸規定について必要な改正を検討しているところであり、詳細は追ってご連絡するので、ご承知おきいただきたい。

(6) 生協法施行5年経過後の検討について

平成20年に施行された改正生協法附則第38条において、「この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の消費生活協同組合法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」とされているところである。このため、今後、施行状況を把握のうえ必要な検討を行う予定であるので、ご承知おきいただきたい。

# 予 算 概 要

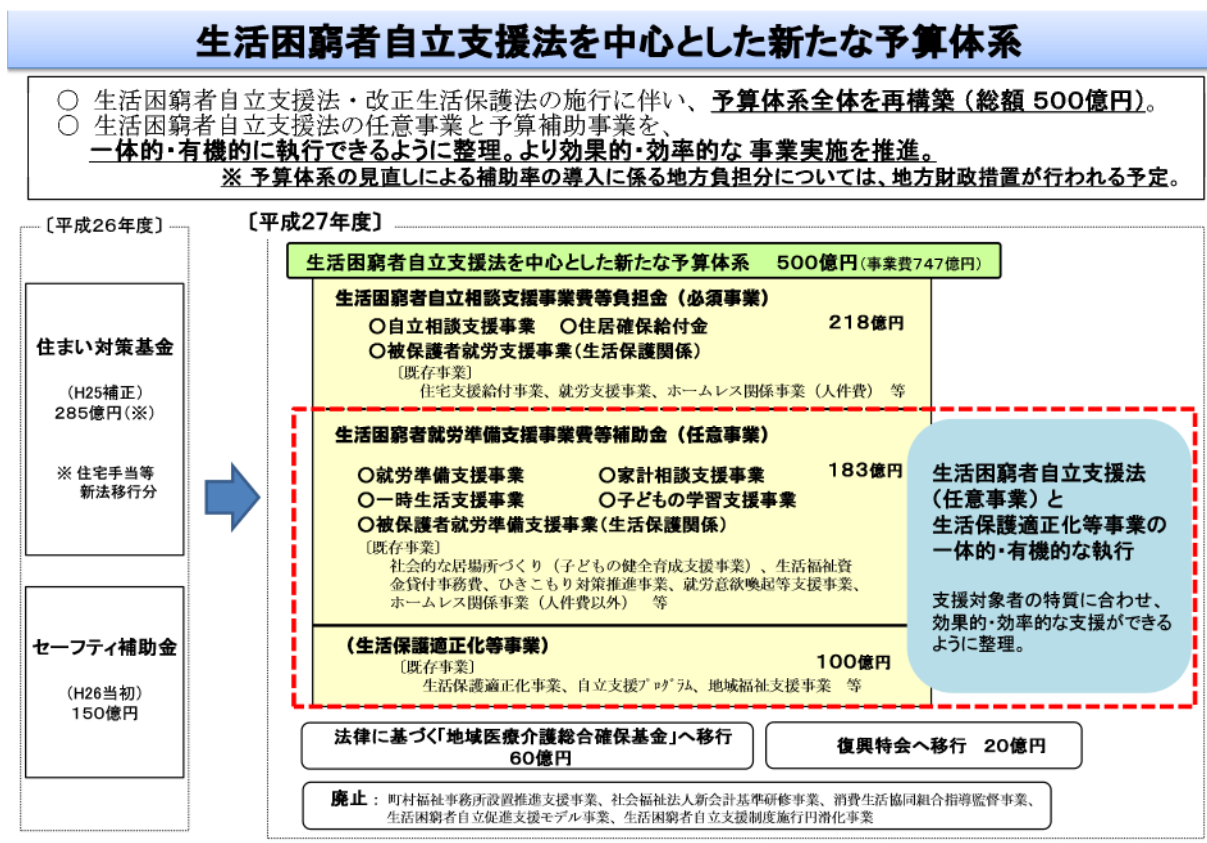
# 1 生活困窮者自立支援法を中心とした新たな予算体系について

## (1) 新たな予算体系への見直し

平成27年度から施行される生活困窮者自立支援法（以下「新法」という。）及び改正生活保護法における各制度の施行に当たっては、最後のセーフティネットである生活保護制度の自立助長機能の強化に加え、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者の自立支援について、一体的・有機的な実施が必要である。

また、これまでセーフティネット支援対策等事業費補助金及び緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）で実施してきた生活保護関連事業等についても、当該基金の終了や新法及び改正生活保護法の施行を踏まえて、事業の整理、補助率の見直しを行うとともに、新法関連事業と一体的・有機的な執行を図る必要がある。

このため、次のとおり予算体系全体を再構築するとともに、新法の任意事業と予算補助事業を生活困窮者就労準備支援事業費等補助金として一本化し、より効果的・効率的な事業実施を推進する。



なお、再編後の予算項目（案）については、以下のとおりである。

（下線部が新規・改正事項（案））

（項）生活保護等対策費（現行の（項）生活保護費の名称変更）

（目）生活保護指導監査委託費

（目）生活扶助費等負担金

（目）医療扶助等負担金

（目）介護扶助等負担金

（目）生活困窮者自立相談支援事業費等負担金

（目細）生活困窮者自立相談支援事業等経費

（目細）被保護者就労支援事業費

（目）生活困窮者就労準備支援事業費等補助金

（目細）生活困窮者就労準備支援等事業費

（目細）被保護者就労準備支援事業費

（目細）生活保護適正化等事業費（※1）

※1：現行のセーフティネット支援対策等事業費補助金は、（目細）生活保護適正化等事業費に組み込む形で検討

※2：（項）地域福祉推進費は、（項）生活保護等対策費へ統合

（2）平成27年度の生活困窮者自立相談支援事業費等負担金及び生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の国庫補助協議等について

本負担金については、生活保護制度の自立助長機能の強化に加え、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者の自立支援について、一体的・有機的な実施をお願いする。

また、本補助金については、新たな予算体系として、新法の任意事業と生活保護関係事業等の予算補助事業を一本化し、一体的・有機的な執行を図ることとしており、これら事業の実施に当たっては、各事業を効果的に実施するための必要な連携や効率的な事業実施が図られるようお願いする。

なお、具体的な協議方針については今後お示しする予定であるが、本補助金の国庫補助協議に当たっては、個々の事業の必要性や効果等について十分に精査いただくようお願いする。



(3) 新法等の施行等に係る補助金等の交付等に関する事務の都道府県への委任について

新法等の補助金等に係る交付等の事務を実施するに当たり、当該補助金等の交付等の手続きを円滑に進めるためには、地域の実情に沿ったきめ細やかな対応が必要である。

また、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 26 条第 2 項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）第 17 条第 1 項に基づき、国の補助金等の交付に関する事務の一部を、都道府県が行うことができるとされているところである。

さらに、当該事務の対象となる補助金等の種類及び事務の内容については、厚生労働省告示において、厚生労働省内各部局が所管する補助金等の種類毎に定められており、「都道府県が行う補助金等の交付に関する事務（平成 12 年厚生省告示第 265 号）」で、社会・援護局所管の補助金について定めているところである。

今般、平成 27 年度予算案（平成 27 年 1 月 14 日閣議決定）において、生活困窮者自立相談支援事業費等負担金及び生活困窮者就労準備支援事業費等補助金が創設されることに伴い、当該負担金・補助金に係る事務についても、既存の補助金等と同様に、都道府県に委任する旨、所要の手続きを行っているところである。

都道府県におかれては、新法及び改正生活保護法等に係る負担金・補助金の円滑な執行を図るため、これら負担金等の交付の事務の一部を行って頂きたいと考えており、特段のご配慮をお願いしたい。

なお、委任する事務の具体的内容や、事前調整等については別途事務連絡等にてお示しする予定である。

(4) 今後の課題

国家の喫緊の課題である財政健全化に向けての予算の抜本的な見直しが進む等、財政的には今後ますます厳しい状況に置かれることとなる。

そのような状況を国及び各自治体で共通の認識としながら、今後の施策が円滑に実施されるよう、国として最大限努力してまいりますので、各都道府県においても、その旨ご理解のうえ、ご協力願いたい。

## 2 平成27年度予算（案）の概要



### 平成27年度予算（案）の概要

社会・援護局(社会)

平成27年度予算（案）額	3兆1,663億円	※
平成26年度当初予算額	2兆9,795億円	
差引	1,868億円	(対前年度伸率6.3%)

※ 東日本大震災復興特別会計分を含む。

#### 主要事項

- 生活困窮者等に対する自立支援策【一部新規】 500億円
- 保護費負担金 2兆8,635億円
- 簡素な給付措置（臨時福祉給付金） 1,693億円

#### 東日本大震災復興特別会計

- 寄り添い型相談支援事業の実施 4.4億円
- 被災地における福祉・介護人材確保対策 1.8億円
- 地域コミュニティ活動を活用した被災者の日常生活支援 20億円  
(復興庁所管の被災者健康・生活支援総合交付金59億円の内数として一括計上)

# I 生活困窮者の自立・就労支援等の推進及び生活保護制度の適正実施等

## 1 生活困窮者自立支援制度の円滑な施行及び生活保護制度の適正実施

### (1) 生活困窮者等に対する自立支援策【一部新規】 500億円

平成27年度から施行される生活困窮者自立支援法及び改正生活保護法に基づき、生活保護受給者支援策等との連携の下、生活困窮者の自立をより一層促進していく。

なお、これまでセーフティネット支援対策等事業費補助金及び平成26年度に終了予定の緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）で実施してきた事業については、生活困窮者自立支援法及び改正生活保護法の施行を踏まえ、新たな予算体系に組み替える。

#### ① 新法等に係る負担金（必須事業） 218億円

##### ア 自立相談支援事業（生活困窮者自立支援法（以下「新法」））

生活困窮者からの相談に包括的に対応するとともに、その自立に向けて、本人のニーズを把握し、プランの作成等の支援を行うほか、地域の関係機関とのネットワークづくりを行う。

##### イ 住居確保給付金（新法）

離職により住宅を失った又はそのおそれの高い生活困窮者に対し、安定的に就職活動を行うことができるよう、有期で家賃相当額を支給する。

##### ウ 被保護者就労支援事業（改正生活保護法）

生活保護受給者からの就労に関する相談や面接指導、公共職業安定所への同行訪問等の就労支援を行うとともに、求人開拓や職場定着に向けた支援を行う。

また、本人の特性に合った就労の場の開拓等を推進するため、地域の関係機関や関係団体による就労支援の連携体制を構築する。

#### ② 新法等に係る補助金（任意事業等） 283億円

##### ア 新法関連事業

##### (ア) 就労準備支援事業（新法）

直ちに一般就労が困難な生活困窮者に対して、就労に向けた動機づけや基礎能力の形成を図るため、生活自立、社会自立段階からの訓練等を有期で実施する。

##### (イ) 被保護者就労準備支援事業（生活保護制度）

直ちに一般就労が困難な生活保護受給者に対して、就労に向けた動機づけや基礎能力の形成を図るため、生活自立、社会自立段階からの訓練等を実施する。

### (ウ) 一時生活支援事業（新法）

住居を持たない生活困窮者に対して、一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う。

### (エ) 家計相談支援事業（新法）

家計表やキャッシュフロー表等を活用して、相談者とともに生活困窮者の抱える家計に関する課題を見える化し、生活の再生に向けた意欲を引き出すことを通じて、相談者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活が再生されることを支援する。

### (オ) 子どもの学習支援事業（新法）

子どもの貧困対策大綱を踏まえ、貧困の連鎖の防止のため、生活保護世帯を含む生活困窮家庭の子どもに対して、学習支援を行う。

### (カ) その他の任意事業（新法）

生活福祉資金の貸付けに係る事務、ひきこもり対策、判断能力が不十分な者に対する福祉サービスの利用援助、及び生活困窮者支援を通じた地域づくりの取組など、生活困窮者等の自立の促進を図るために必要な事業を実施する。

## イ その他の事業

これまでセーフティネット支援対策等事業費補助金及び緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）で実施してきた生活保護関連事業等について、当該基金の終了や新法及び改正生活保護法の施行を踏まえて、事業の整理、補助率の見直しを行うとともに、新法関連事業と一体的・有機的な執行を図ることにより、効果的・効率的な事業実施を推進する。

### （参考）【平成26年度補正予算案】

- 地域社会におけるセーフティネット機能の強化 40億円  
都道府県社会福祉協議会が行う低所得者等向け生活福祉資金貸付の原資の補助を行う。
- 自治体連携による生活困窮者等の就労・社会参加の促進  
地域住民生活等緊急支援のための交付金（仮称）〔地方創生先行型〕  
1,700億円の内数（内閣府計上）  
「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月27日閣議決定）に基づき、大都市圏の生活困窮者等が、地方において就労・社会参加するための支援を実施する。

## (2) 新たな生活困窮者自立支援制度を担う人材養成の実施

58百万円

生活困窮者の自立に向けた包括的かつ継続的な支援を担う相談支援員等の養成を行う。

### (3) 生活困窮者自立支援統計システムの開発

35百万円

制度の実施に関して基礎的なデータを把握するための「生活困窮者自立支援統計システム」の平成28年度内の導入に向け、国において開発を行う。(2年間の国庫債務負担行為)

## 2 生活保護費

2兆8,944億円

### (1) 保護費負担金

2兆8,635億円

生活保護を必要とする人に対して確実に保護を実施するため、生活保護制度にかかる国庫負担に要する経費を確保する。

また、平成25年12月に成立した生活保護法の一部改正法に基づき、今後とも生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、就労による自立支援の強化等を進めるとともに、住宅扶助基準及び冬季加算の見直し等を行う。

#### ア 住宅扶助基準及び冬季加算の見直し

社会保障審議会生活保護基準部会の検証結果を踏まえ、最低生活の維持に支障が生じないよう必要な配慮をしつつ、以下の見直しを行う。

- ・ 住宅扶助基準については、各地域における家賃実態を反映し、最低居住面積水準を満たす民間借家を一定程度確保可能な水準としつつ、近年の家賃物価の動向等も踏まえて見直す。
- ・ 冬季加算については、一般低所得世帯における冬季に増加する光熱費支出額の地区別の実態や、近年の光熱費物価の動向等を踏まえて見直す。

#### イ 生活扶助基準の見直し

平成25年8月から三段階で行う生活扶助基準の適正化の三段階目に併せ、国民の消費動向などの社会経済情勢等を総合的に勘案し、生活扶助基準の改定を行う(平成27年4月実施)。

### (2) 保護施設事務費負担金

289億円

保護施設の運営に必要な経費を負担する。

### (3) 生活保護指導監査委託費

20億円

都道府県及び指定都市本庁に生活保護指導職員を配置し、適正な保護の実施を推進する。

また、「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」(平成26年7月25日閣議決定)を踏まえ、計画的な見直しを行う。(生活保護指導職員数：321人→314人)

### 3 簡素な給付措置（臨時福祉給付金）

1, 693億円

低所得者に対し、消費税率引上げ（5→8%）による影響を緩和するため、簡素な給付措置（臨時福祉給付金の支給）を引き続き行うこととし、市町村に対する給付費及び円滑な支給に必要な事務費の補助等を行う。

〔給付対象及び給付額〕

- ・市町村民税（均等割）が課税されていない者（市町村民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等を除く）一人につき、6千円（平成27年10月～28年9月末までの1年分として）

## Ⅱ 「社会的包容力」の構築

### 1 ひきこもり対策推進事業の推進

【I-1-(1) ②新法等に係る補助金283億円の内数】

ひきこもりの人やその家族に対するきめ細やかで継続的な相談支援や、早期の把握が可能となるよう、ひきこもり地域支援センターの設置運営事業、ひきこもりサポーター養成研修、派遣事業の効率的な実施を図り、ひきこもり対策を推進する。

### 2 寄り添い型相談支援事業の実施

【I-1-(1) ②新法等に係る補助金283億円の内数】

生きにくさや暮らしにくさを抱える人がいつでもどこでも相談ができ、誰でも適切な支援を受けられるようにするため、問題を抱える人からの電話相談を受けるとともに、必要に応じて支援機関の紹介や同行支援などの寄り添い支援を行う。

（東日本大震災被災3県では被災者支援として別途実施）

（参考）【平成26年度補正予算案】

#### ○ 中山間地域等における「多世代交流・多機能型福祉拠点」の推進

地域住民生活等緊急支援のための交付金（仮称）〔地方創生先行型〕  
1,700億円の内数（内閣府計上）

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、中山間地域等において、地域交流、地域支え合いの拠点として、多世代交流・多機能福祉拠点を整備し、既存制度も活用しながら、居場所、相談、見守り、通所サービス等を柔軟かつ一体的に提供する。

### Ⅲ 福祉・介護人材確保対策の推進

#### 1 介護従事者の確保の推進【新規】

60億円

【事業費ベース90億円（負担割合：国3分の2、都道府県3分の1）※老健局計上】

介護従事者の確保対策を推進するため、都道府県に設置される地域医療介護総合確保基金の財源を新たに確保。都道府県が介護事業者、学校、一般企業等介護人材確保の関係者が強気に連携するための基盤を構築し、次の3つの観点から行う地域の実情に応じた事業を支援する。

- ① 参入促進（地域住民に対する介護の理解促進、マッチングの強化 等）
- ② 資質の向上（介護人材のキャリアアップ支援、潜在介護福祉士の再就業促進 等）
- ③ 労働環境・処遇の改善（早期離職防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度導入支援、子育て支援のための事業所内保育所運営支援 等）

#### 2 被災地における福祉・介護人材確保対策

1. 8億円

福祉・介護人材不足が深刻化している福島県の事情を踏まえ、県外から相双地域等の介護施設等への就労希望者に対して介護職員初任者研修の受講費や就職準備金を貸与することなどにより人材の参入を促進し、福祉・介護人材の確保を図る。

#### 3 社会福祉事業従事者の養成・確保・研修

##### （1）指導的社会福祉事業従事者の養成等

4. 4億円

日本社会事業大学における、指導的社会福祉事業従事者養成等のための運営支援を行う。また、学生の学習環境の向上を図るため、照明設備の更新等を行う。

（参考）【平成26年度補正予算案】

##### ○ 社会事業学校の整備

8. 5億円

市の災害時避難拠点ともなっている日本社会事業大学において、学生等の安全確保を図るため、老朽化等が進んでいる防災設備等の改修を行う。

##### （2）都道府県福祉人材センター等が行う社会福祉事業従事者の確保

【I-1-(1)②新法等に係る補助金283億円の内数】

都道府県福祉人材センター等が行う、福祉・介護分野に従事しようとする者への就業援助等を支援する。

### (3) 社会福祉事業従事者への研修

36百万円

社会福祉職員研修センターにおいて福祉関係職員等に対する研修を行い、福祉人材の資質向上を図る。

## IV 経済連携協定の円滑な実施（外国人介護福祉士候補者への支援）

### 1 外国人介護福祉士候補者の受入れ支援

68百万円

経済連携協定（EPA）などに基づく外国人介護福祉士候補者について、その円滑かつ適正な受入れのため、介護導入研修を行うとともに、受入施設に対する巡回指導・相談、受入施設の研修担当者に対する説明会等を行う。

### 2 外国人介護福祉士候補者に対する学習支援の実施

#### (1) 外国人介護福祉士候補者学習支援事業の実施

1億円

外国人介護福祉士候補者の国家試験合格に向け、インドネシア、フィリピンに加え、平成26年度より受入れを開始したベトナムの候補者を対象とした集合研修、通信添削指導及び資格を取得できずに帰国した者の母国での再チャレンジ支援を行う。

#### (2) 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業の実施

【I-1-(1)②新法等に係る補助金283億円の内数】

外国人介護福祉士候補者の受入施設が実施する日本語や介護分野の専門技術を習得するためのOJT等及び学習環境の整備に対する支援を行う。

## V 社会福祉施設等に対する支援

### 1 独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付事業等

社会福祉法人や医療法人等に対して、社会福祉事業施設等や病院等の設置・整備又は経営に必要な資金の貸付けを行い、社会福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図る。

#### (1) 貸付枠の確保

・資金交付額	4,332億円
・福祉貸付	2,864億円
・医療貸付	1,468億円



## (2) 福祉貸付事業における貸付条件の改善等

- ① 地域における医療及び介護の総合的な確保の推進を支援するための融資条件の優遇措置
- ② 放課後児童クラブの貸付先の拡充
- ③ 小規模保育事業に対する融資制度の拡充
- ④ 幼保連携型認定こども園に対する融資制度の整備
- ⑤ 償還期間と金利の選択を可能とする期間別金利の導入

等

## 2 社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金 250億円

社会福祉施設の職員等が退職した場合に、退職した職員に対して退職手当金を支給するために要する経費を補助する。

## 3 社会福祉振興助成費補助金 7億円

政策動向や国民ニーズを踏まえ、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう支援することを目的に、民間の創意工夫ある事業に対し助成を行う。

なお、行政事業レビュー公開プロセスの結果をふまえ、国で実施すべき事業、自治体・民間とのすみ分け等を整理した上で、助成事業の重点化を図る。

## 4 災害福祉広域支援ネットワークの構築支援事業

【I-1-(1)②新法等に係る補助金283億円の内数】

大規模災害時には行政と民間が一体的に取り組む必要があることから、都道府県内の災害福祉支援体制の検討・構築や災害福祉支援チームの組成、平時からの訓練等に必要な経費を補助する。

### 【平成26年度補正予算案】

#### ○ 隣保館の耐震化整備等 6.4億円

隣保館（市町村が設置・運営）においては、生活上の各種相談事業や人権問題の解決のための各種事業を総合的に実施しているが、老朽化に伴い耐震化に課題を抱えていることから、地域住民が安心して利用できるよう隣保館の耐震化整備等を行う。

## VI 東日本大震災の復興支援

### 1 寄り添い型相談支援事業の実施（被災地実施分） 4. 4億円

東日本大震災発災後、被災地で生きにくさや暮らしにくさを抱える人が、いつでもどこでも相談でき、誰でも適切な支援を受けられるようにするため、問題を抱える人からの電話相談を受けるとともに、必要に応じて支援機関の紹介や同行支援などの寄り添い支援を行う。

### 2 被災地における福祉・介護人材確保対策（再掲） 1. 8億円

### 3 地域コミュニティ活動を活用した被災者の日常生活支援 20億円 （復興庁所管の被災者健康・生活支援総合交付金59億円の内数として一括計上）

仮設住宅における避難生活の長期化等を踏まえ、地域におけるコミュニティ活動の活性化・活用を図りつつ、相談支援や孤立防止のための見守りなど被災者の日常生活の総合的な支援体制を構築する。

# 参 考 资 料

## 社会保障審議会生活保護基準部会報告書

平成 27 年 1 月 9 日

社会保障審議会生活保護基準部会

はじめに

- 生活保護制度は、国家が国民に対し、人間らしい生活＝健康で文化的な最低限度の生活を保障するナショナルミニマムとしての機能を担っている。それと併せて所得再分配機能やセーフティネット機能等を有しており、格差・不平等の是正や他制度等の補完・補充を果たす最終的施策として社会保障制度を基底から支えている。
- 生活保護制度によって保障される生活水準は最低生活水準として設定されており、それは生活保護制度の保障水準を表すだけでなく、国家が国民に最低生活水準としてのどの程度の生活レベルを保障していくかということの意味している。この水準は、憲法第 25 条に規定する理念に基づき、生活保護法第 3 条において「健康で文化的な最低限度の生活水準を維持することができるものでなければならない」とされており、これは人間としての尊厳と体裁が維持できる社会的文化的な生活が充足される水準と考えられる。  
 また、この最低生活水準（生活保護基準）は、最低限度の生活を保障する水準であるとともに、生活困窮（貧困）であるかどうかを判断する貧困線の役割を果たしている。
- 生活保護制度において、最低生活保障は生活需要に応じて 8 種類の扶助から構成されている。その中で生活扶助の基準の妥当性の検討・検証については、かつては社会保障制度審議会、中央社会福祉審議会等が、今日では社会保障審議会生活保護基準部会が行ってきた。生活扶助基準の改定方式は、マーケットバスケット方式、エンゲル方式、格差縮小方式と変更され、昭和 59 年度から現行算定方式である水準均衡方式が採用されている。格差縮小方式以降は生活扶助基準を一般低所得世帯との均衡で捉える相対的な考え方に立っている。格差縮小方式による改定により、生活扶助基準と一般世帯の消費水準との格差が縮小し、生活扶助基準が一般世帯の消費実態との均衡がとれる水準となったことから、水準均衡方式に移行したところである。だが、この方式は、経済状況により一般世帯の生活水準が変動するとそれに合わせて変動する方式であり、経済変動によっては基準の低下ということも起こり得る。そのため、水準均衡方式を一定評価するものの、これからは生活扶助基準を一般低所得世帯との均衡だけで捉えるのではなく、それが健康で文化的な最低限度の生活を実質的に保障しているのかを検討・検証していく必要がある。このことが、国民にとって生活保護制度の理念である生存権保障、すなわち「健康で文化的な生活」を真に保障しているということになる。
- 今回、社会保障審議会生活保護基準部会で初めて検討・検証を行う住宅扶助と冬季加算（生活扶助）についても、単純に一般低所得世帯との均衡で捉えるのではなく、

実質的に健康で文化的な最低限度の生活を保障しているかという観点から、検討・検証を行っていく必要がある。

それに加えて、今回の検討・検証対象である住宅扶助と冬季加算のそれぞれの固有の性格を十分に認識しておく必要がある。

- そもそも、住宅あるいは居住環境は、人間にとって必要不可欠なものである。自然環境が我が国よりも過酷で寒冷なヨーロッパ諸国においては、居住条件が文字どおり生殺与奪の鍵となり、「福祉は住宅にはじまり住宅におわる」あるいは「家は人権の要」と云われる所以である。  
また、それだけでなく、住宅は人びとの生活の基盤をなすものであり、健康や生活、労働の場、そして地域等における社会関係（つながり）の構築等に大きく関わり、人生の可能性を大きく左右する。適切な住生活が保障されて初めて人々は社会の一員として自立した生活が可能になる。
- 我が国における健康で文化的な住生活の確保については、住生活基本法に基づく、平成23年3月15日に閣議決定された住生活基本計画（全国計画）において、「住宅困窮者が多様化する中で、住生活の分野において憲法第25条の趣旨が具体化されるよう、公平かつ確かな住宅セーフティネットの確保を図っていくことが求められている。」と明記されている。また、同計画において、住宅性能水準の基本的機能（居住室の構成や設備条件（専用台所、水洗トイレ、浴室、洗面所がある）等）を満たすことを前提に、「健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住宅の面積に関する水準」として最低居住面積水準（設備条件を含む。）が世帯人数に応じて提示されている。したがって、住宅扶助基準については、それらを踏まえて検討・検証する必要がある。
- 今回の検討・検証において、最低居住面積水準の達成率を確認したところ、生活保護受給世帯が居住する民営借家における最低居住面積水準の達成率は、単身世帯で46%、2人以上世帯で67%となっており、一般世帯（生活保護受給世帯を含む）の最低居住面積水準が、単身世帯で76%、2人以上世帯で86%となっているのと比較すると、大きく下回っている。そのため、生活保護受給世帯において、より適切な住環境を確保するための方策を検討することが必要である。
- もちろん実際に、どのような住居を確保できるかは住宅市場に負うところが大きいですが、生活保護制度での居住水準はあくまでも住のナショナルミニマム＝健康で文化的な最低限度の住生活の保障にあり、人びとの心身等の状態によっても必要な住宅の質が異なることも生ずる可能性があり、これらのことを念頭において制度は運用されなければならない。
- また、生活保護受給世帯の住居については、その世帯の生活の継続性、安定性、選択性の観点から、十分な配慮が必要であることから、転居の助言や指導を行う必要がある場合には、本人の意思を十分に確認し、これを尊重して行うことが必要である。

- さらに、健康で文化的な住生活の確保という観点から、今後、住宅確保に不利な低所得の非正規雇用者、不安定雇用者、単身高齢者等の増加を考慮し、こうした生活保護の手前の低所得者層をも含んだ住宅のセーフティネットの構築の必要性を強く意識した取組が必要である。
- 冬季加算については、生活扶助において冬季期間における防寒対策として光熱費等の増加需要が見込まれることから設定された給付であり、同給付の補填がされることにより寒冷期の生活が保障されることになる。これも住宅扶助と同様にどのような地域等に居住しているかによって基準額が異なり、それぞれの特性を念頭において設定されなければならない。

また、冬季における光熱費は住宅費と同様に生活必需費目であり、またその市場の特性から代替財やサービスを得にくいなど節約が困難なものである。このため、一般低所得世帯における生活扶助相当支出額の冬季増加分と冬季加算を単純に相対比較するのではなく、冬季における健康で文化的な生活の維持のために不可欠なものとして増加する支出が、冬季加算額によって賄えるかということ considering して検証する必要がある。
- 一般低所得世帯と生活保護受給世帯との相対的な比較は考慮しなければいけないが、それに終始すると経済状況等によっては、より低い水準での縮小均衡を招くおそれがある。この問題があることは十分に認識しておく必要がある。

上記観点から、今回の検討・検証を行うこととした。

## I 検討の経緯

- 社会保障審議会生活保護基準部会（以下「本部会」という。）が平成 25 年 1 月 18 日にとりまとめた報告書（以下「前回報告書」という。）では、生活保護基準の水準について、生活保護制度が国民の健康で文化的な最低限度の生活を保障する最後のセーフティネットとしての役割を果たし続けられるよう、適宜適切に見直していく必要があることを指摘した。
- 生活扶助基準については、平成 21 年全国消費実態調査の特別集計等のデータを用いて、年齢階級別、世帯人員別、級地別に基準額と消費実態の乖離を詳細に分析し、前回報告書にとりまとめた。そこで示した検証結果も踏まえた生活扶助基準の見直しは、平成 25 年 8 月から 3 年程度かけて段階的に行われている。
- 前回報告書では、生活扶助以外の扶助や加算制度についても速やかに検討を行うべきことを指摘したところであり、常設されている本部会において、順次、専門的かつ客観的な検証を進める必要がある。
- 平成 25 年 11 月に開催した第 15 回の本部会より住宅扶助に係わる議論に着手し、本年 5 月に開催した第 17 回より検討対象として冬季加算等も加えて、検証を進めてきたところである。
- 検証に当たっては、本部会における検討事項について技術的な検討や具体的な作業を行うための検討作業班を設け作業等を行い、当該作業結果報告を受けて、本部会において議論を進めてきた結果、今般、その検証結果をとりまとめるものである。

## II 住宅扶助の検証

### 1 生活保護と住宅確保の関係

#### (1) 法的な位置付け等

- 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）は、憲法第 25 条に規定する理念に基づき、生活に困窮する国民に対して最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とするものであり、法第 3 条において、「最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない」と規定している。  
また、法第 8 条において、保護の基準は「最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない」と規定している。
- また、法第 14 条において、「住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項（一 住居 二 補修その他住宅の維持のために必要なもの）の範囲内において行われる」とされている。
- さらに、平成 23 年 3 月 15 日に閣議決定された住生活基本計画（全国計画）では、「住宅困窮者が多様化する中で、住生活の分野において憲法第 25 条の趣旨が具体化されるよう、公平かつ的確な住宅セーフティネットの確保を図っていくことが求められている。」と記述されている。
- 生活保護制度における住宅扶助は、上記の趣旨・目的に照らして、的確に行う必要がある。

## (2) 住宅扶助特別基準（上限額）の概要

- 住宅扶助基準については、「生活保護法による保護の基準」（昭和 38 年厚生大臣告示第 158 号）に一般基準が定められているが、実態としては、厚生労働大臣が別途、都道府県（1・2 級地、3 級地の 2 区分）、指定都市・中核市別に住宅扶助特別基準（上限額）（以下「住宅扶助特別基準」という。）を定めており、住宅扶助特別基準の範囲内で、生活保護受給世帯が支払う家賃額の実費が支給されている。
- この住宅扶助特別基準については、昭和 30 年代に、都道府県及び指定都市管内における第 2 種公営住宅の家賃を参考に設定され、以降、第 2 種公営住宅の家賃や生活保護受給世帯の家賃実態などを参考に設定されてきた。しかし、公営住宅の供給数が限られる中で、民間賃貸住宅に居住する生活保護世帯の数の方が圧倒的に多くなり、民間の市場家賃との関係を考慮しなければならなくなった。また、平成 8 年には公営住宅における第 1 種、第 2 種の区分は廃止された。現行では、都道府県、指定都市、中核市別に消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く家賃）や生活保護受給世帯の家賃実態等を勘案して毎年改定している。
- 本部会においては、住宅扶助特別基準の水準の妥当性の検証については、生活保護制度の趣旨・目的に照らして検討するが、このためには住宅扶助特別基準の検証手法の議論が不可欠であり、本部会ではその手法についても議論を行った。

## 2 住宅扶助特別基準の検証方法

### (1) 検証方針

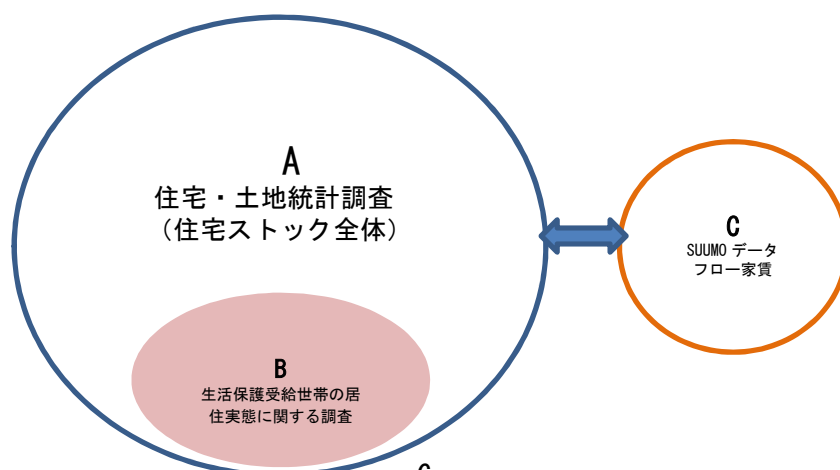
- 平成 23 年 3 月 15 日に閣議決定された住生活基本計画（全国計画）では、「住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保」といった政策目標を達成するため、最低居住面積水準が定められており、最低居住面積水準未達率を早期に解消することが目標として掲げられている。
- 最低居住面積水準とは、同計画で定める住宅性能水準の基本的機能としての居室の構成や収納スペース、設備条件（専用台所、水洗トイレ、浴室、洗面所がある）を満たすことを前提にして、世帯人数別に「健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住宅の面積に関する水準」として示されている。
- したがって、今回の住宅扶助特別基準の水準の検証に当たっては、住生活基本計画（全国計画）に定められている最低居住面積水準を踏まえた検証を行った。
- また、比較的安価で質の高い公的住宅が、すべての生活保護受給世帯に対して供給され難い現状を踏まえると、住宅扶助特別基準は、生活保護受給世帯が民間の賃貸市場において最低限度の水準を満たす住宅を得られる水準でなければならないことから、住宅扶助特別基準と比較する家賃額は、民営借家又は UR 賃貸住宅のものを基本とした。



## (2) 検証に用いるデータ

- ① 平成 20 年住宅・土地統計調査(A)：生活保護受給世帯を含む一般世帯が居住する住宅ストックの実態把握
  - 住宅・土地統計調査は、5年に一度総務省統計局において約350万戸を対象として実施する調査である。我が国全体の世帯の居住状況と住宅ストックの状況を把握することができる。
  - 検証では住宅の質や家賃額を地域別に細かく分けて分析するため、平成20年調査の個票データを総務省から借り受け、それについて、特別集計を行った
  - なお、本調査のデータは、生活保護受給世帯を含むものであり、データ上、生活保護受給世帯の峻別はできない。
- ② 生活保護受給世帯の居住実態に関する調査(B)：生活保護受給世帯の住宅・居住実態の把握
  - 生活保護受給世帯の居住実態を把握するため、訪問計画に基づき平成26年8月に家庭訪問の対象となっている生活保護受給世帯を対象として、居住実態に関する調査を実施した。
  - 調査対象世帯は、平成26年8月に家庭訪問の対象となった世帯について、訪問頻度（訪問計画において年に何回訪問するかを定めたもの）ごとにグループ化し、グループごとに層化無作為抽出する方法により選定した。抽出率はおよそ12分の1とした。
- ③ 民間賃貸物件情報のデータ(C)：民間借家のフローの家賃実態の把握
  - ①は住宅ストックに関するデータであるため、民間賃貸住宅が市場に出される際の相場（市場家賃：market rent）を把握する必要がある。
  - そこで、株式会社リクルートホールディングスより、平成26年3月11日に賃貸物件情報サイトSUUMO（スーモ）に掲載されていた物件約160万件のデータを借り受けた。
  - ただし、本データは賃貸住宅市場において供給されている物件をすべて網羅しているわけではないことや、実際に契約される家賃額とは異なる場合があることに留意する必要がある。

<図表1 3つの検証データの関係>



### (3) 検証方法

※ (3)において、A調査：住宅・土地統計調査、B調査：生活保護受給世帯の居住実態に関する調査、Cデータ：SUUMO データを表す。

#### ① 生活保護受給世帯の居住実態等の把握

- 生活保護受給世帯の居住する住宅の属性（所有関係及び床面積、居住面積設備、立地環境等）をA調査（生活保護受給世帯を含む一般世帯）とB調査（生活保護受給世帯）の比較により把握した。
- 生活保護受給世帯の家賃額が、一般世帯における近隣同種の住宅の家賃と比較して、高く設定されている場合があるかを確認した。

#### ② 単身世帯の住宅扶助特別基準の妥当性の検証

- 生活保護受給世帯で最も多い単身世帯（平成26年8月時点において124万世帯、全受給世帯160万世帯の77%を占める）について、現行の住宅扶助特別基準の妥当性を検証した。
- そのために、A調査、B調査を用いて、賃貸市場において家賃額が決定される民営借家又はUR賃貸住宅であって、最低居住面積水準を満たす住宅の家賃額の水準と住宅扶助特別基準を比較した。

なお、単身世帯については、A調査、B調査ともに調査世帯数が十分であることから、地域別（級地別、指定都市別、中核市別）に検証を行った。

また、級地別の検証は、現行の2区分（1・2級地、3級地の2区分）を前提とせず、3区分（1級地、2級地、3級地）で行った。

- 民間の賃貸市場（フロー）において、現行の住宅扶助特別基準の範囲内で確保できる民営借家の供給量がどの程度あるか、Cデータを用いて級地別に確認した。

#### ③ 住宅の質を反映した家賃算定式（家賃関数）の推定による検証

- 現行では、2人以上世帯の住宅扶助特別基準は、単身世帯に適用される住宅扶助特別基準額に一定の比率を乗じて得た額を基本としている。また、住宅の質を住宅扶助特別基準の設定に反映できるかどうかを検証する必要がある。
- 上記を踏まえて、A調査を用いて、月額家賃を目的変数とし、床面積、建築時期、住宅設備の有無などの属性を説明変数とする家賃算定式（家賃関数）を推定した。
- 2人以上世帯における住宅扶助特別基準を算定するため、単身世帯の住宅扶助特別基準額に乗ずる「世帯人員に応じた比率」を試算した。

### 3 住宅扶助特別基準の検証結果

#### (1) 生活保護受給世帯の居住実態等

生活保護受給世帯は、平成26年8月において、1,601,380世帯（平成26年8月被保護者調査）となっているが、同月に福祉事務所の訪問対象となった世帯のうち110,611世帯を抽出して生活保護受給世帯の居住実態に関する調査を実施した。

① 生活保護受給世帯の属性

a) 世帯類型

平成 26 年 8 月における全生活保護受給世帯の世帯類型別の内訳をみると、高齢者世帯が 76 万世帯（47.3%）、母子世帯が 11 万世帯（6.8%）、傷病者・障害者世帯が 45 万世帯（28.4%）、その他世帯が 28 万世帯（17.5%）となっている（図表 2-1）。

<図表 2-1 世帯類型別の世帯数>

世帯類型別の生活保護受給世帯数

	総 数	高齢者世帯	母子世帯	傷病者・障害者世帯	その他の世帯
単身世帯	1,238,854	682,397	-	371,908	184,549
2人以上の世帯	362,526	74,721	108,299	83,074	96,432
合計	1,601,380	757,118	108,299	454,982	280,981

生活保護受給世帯の総数(1,601,380 世帯)に占める割合

	総 数	高齢者世帯	母子世帯	傷病者・障害者世帯	その他の世帯
単身世帯	77.4%	42.6%	-	23.2%	11.5%
2人以上の世帯	22.6%	4.7%	6.8%	5.2%	6.0%
合計	100.0%	47.3%	6.8%	28.4%	17.5%

世帯類型別の単身世帯割合

	総 数	高齢者世帯	母子世帯	傷病者・障害者世帯	その他の世帯
単身世帯	77.4%	90.1%	-	81.7%	65.7%
2人以上の世帯	22.6%	9.9%	100.0%	18.3%	34.3%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

資料：平成 26 年 8 月被保護者調査（月次調査）

生活保護受給世帯の居住実態に関する調査の調査対象世帯 110,611 世帯の世帯類型別の内訳をみると、以下のとおりとなっている（図表 2-2）。

<図表 2-2 世帯類型別の世帯数>

世帯類型別の調査対象世帯数

	総 数	高齢者世帯	母子世帯	傷病者・障害者世帯	その他の世帯
単身世帯	84,414	44,181	115	26,022	14,082
2人以上の世帯	26,150	4,618	8,690	5,383	7,455
世帯人数不詳	47	20	0	14	12
合計	110,611	48,819	8,805	31,419	21,549

※1 世帯類型の不詳が 19 世帯あるため、世帯類型の総数と内訳の合計は一致しない。

※2 生活保護受給世帯の居住実態に関する調査では、入院、施設入所、出稼ぎ、就学等のため 6 か月以上当該世帯とは離れて居住している又は居住する見込みがある場合は、世帯人員には含めないこととしているため、母子世帯でも単身世帯が有り得る（被保護者調査とは扱いが異なる。）。

調査対象世帯(110,611世帯)に占める割合

	総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病者・障害者世帯	その他の世帯
単身世帯	76.3%	39.9%	0.1%	23.5%	12.7%
2人以上の世帯	23.6%	4.2%	7.9%	4.9%	6.7%
世帯人数不詳	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合計	100.0%	44.1%	8.0%	28.4%	19.5%

世帯類型別の単身世帯割合

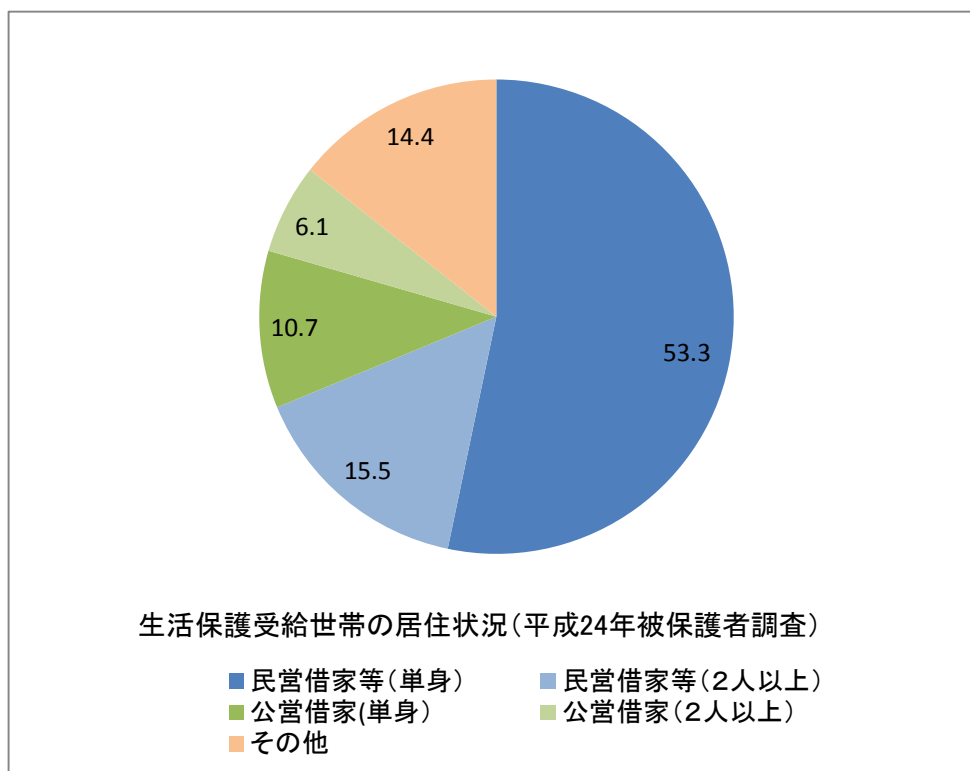
	総数	高齢者世帯	母子世帯	傷病者・障害者世帯	その他の世帯
単身世帯	76.3%	90.5%	1.3%	82.8%	65.3%
2人以上の世帯	23.6%	9.5%	98.7%	17.1%	34.6%
世帯人数不詳	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

資料：生活保護受給世帯の居住実態に関する調査

b) 住宅の所有関係

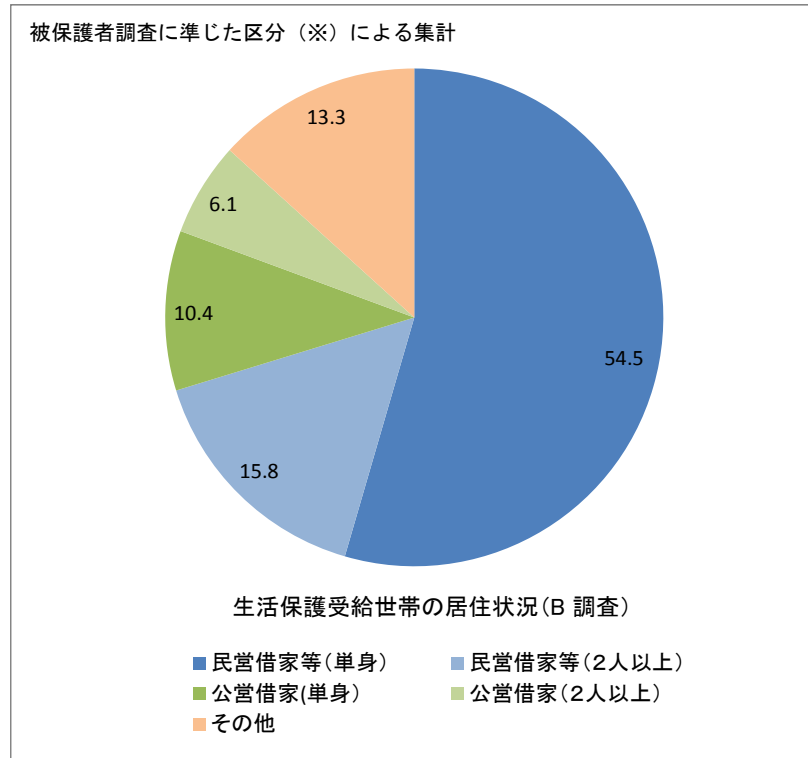
生活保護受給世帯の住宅の所有関係は、平成24年被保護者調査（年次調査）によると、民営借家等（公営借家を除く借家・借間）が68.8%（うち単身世帯53.3%、2人以上世帯15.5%）、公営借家が16.8%（うち単身世帯10.7%、2人以上世帯6.1%）、その他が14.4%となっている（図表3-1）。

<図表3-1 生活保護受給世帯の住宅の所有関係>



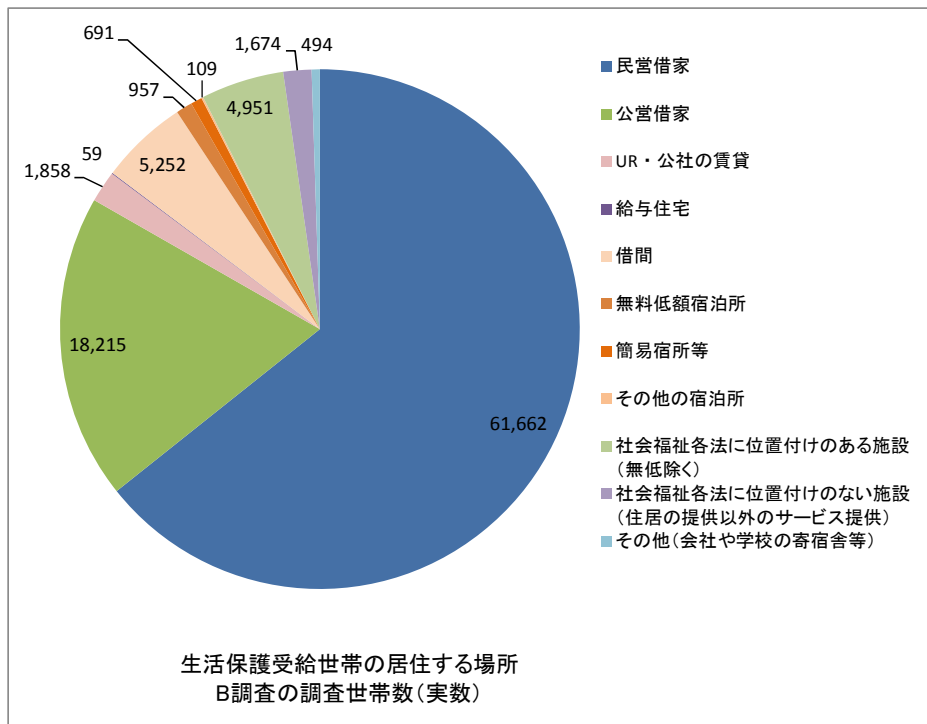
生活保護受給世帯の居住実態に関する調査の調査対象世帯 110,611 世帯の住宅の所有関係の内訳をみると、以下のとおりとなっている(図表3-2)。

<図表3-2 生活保護受給世帯の住宅の所有関係>



※ 「民営借家等」には、「民営借家」、「UR・公社の賃貸」、「給与住宅」、「借間」、「無料低額宿泊所」、「簡易宿所等」、「その他の宿泊所」、「社会福祉各法に位置付けのある施設(無低除く)」、「社会福祉各法に位置付けのない施設(住居の提供以外のサービス提供)」、「その他(会社や学校の寄宿舎等)」が含まれる。  
 ※ その他には、住宅扶助認定の有無が「無(持ち家)」「無(入院)」「無(入所)」「無(その他)」の世帯が含まれる。

<参考>

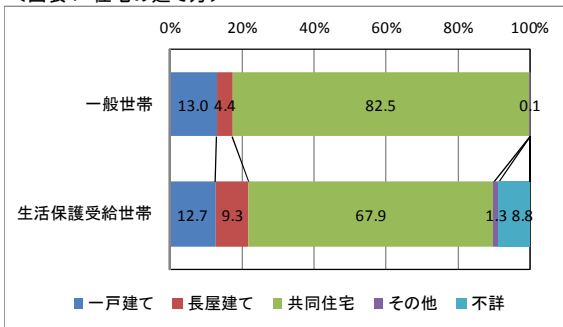


(注) 住宅扶助認定の有無が「無(持ち家)」「無(入院)」「無(入所)」「無(その他)」の世帯を除く。

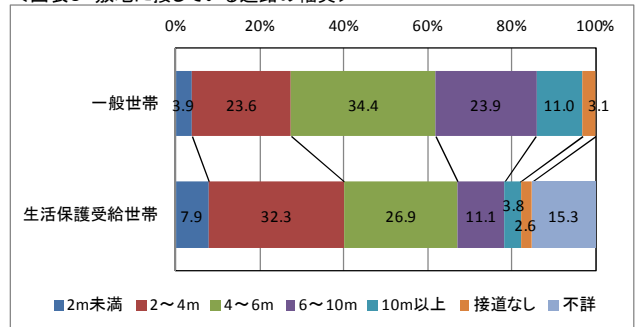
c) 生活保護受給世帯の居住状況

- 生活保護受給世帯の住宅水準（腐朽・破損の程度、接道幅員、エレベータの有無等）は、一般世帯（生活保護受給世帯を含む）に比べると、低くなっている（図表4～10）。
- 生活保護受給世帯が居住する民営借家における最低居住面積水準の達成率は、単身世帯で46%、2人以上世帯で67%となっており、一般世帯（生活保護受給世帯を含む）の最低居住面積水準が、単身世帯で76%、2人以上世帯で86%となっているのと比較すると、大きく下回っている。また、最低居住面積水準及び設備条件を満たしている割合は、単身・民営借家で31%、2人以上世帯・民営借家で55%となっている。（図表11,12）
- 住宅所有関係別にみると、生活保護受給世帯が居住する借家の最低居住面積水準達成率は41%、給与住宅で34%であり、公営借家での71%、UR等賃貸住宅での68%を大きく下回っており、居住する住宅の所有関係によって、住宅水準が大きく異なっている（図表14）。
- 以上のことから、生活保護受給世帯において、より適切な住環境を確保するための方策を検討することが必要である。

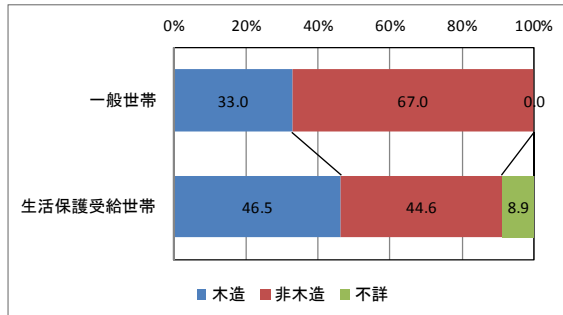
<図表4 住宅の建て方>



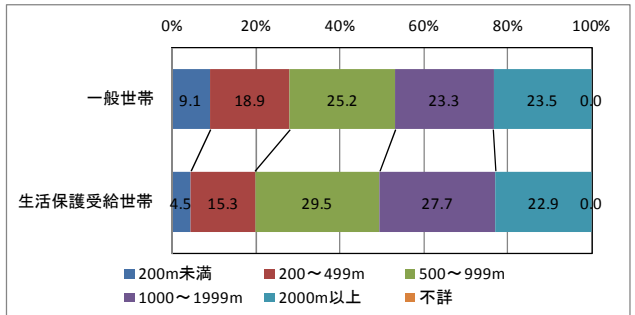
<図表5 敷地に接している道路の幅員>



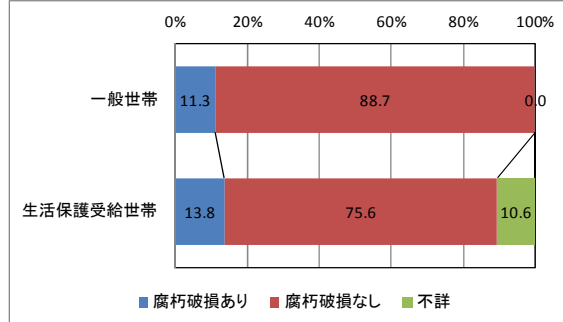
<図表6 建物の構造>



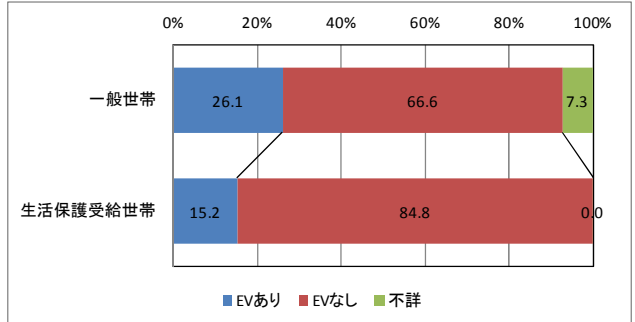
<図表7 最寄駅までの距離>



<図表8 腐朽・破損の有無>

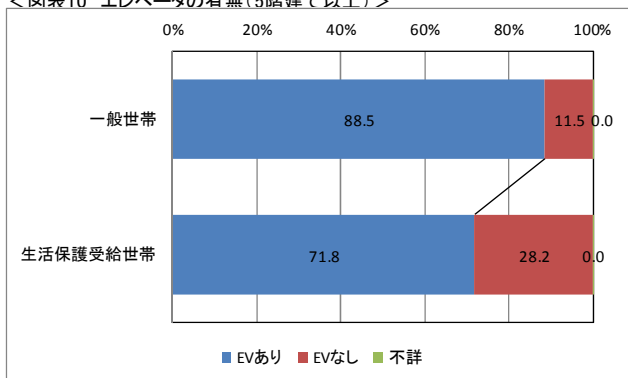


<図表9 エレベータの有無>

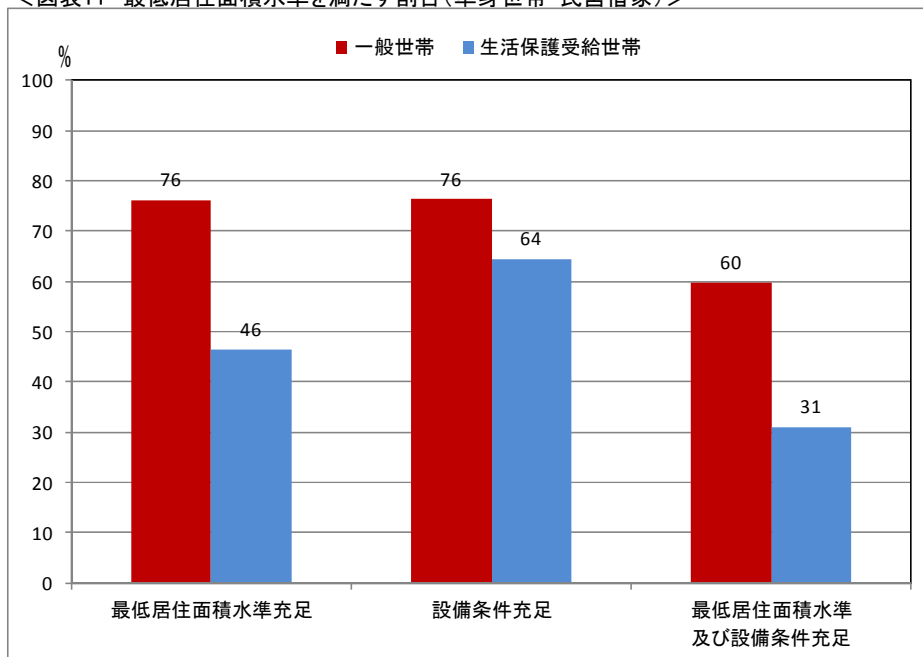


資料：生活保護受給世帯：生活保護受給世帯の居住実態に関する調査（図表4～9）  
 一般世帯：総務省統計局「平成20年住宅・土地統計調査の調査票情報を独自集計したものである（図表4～9）。

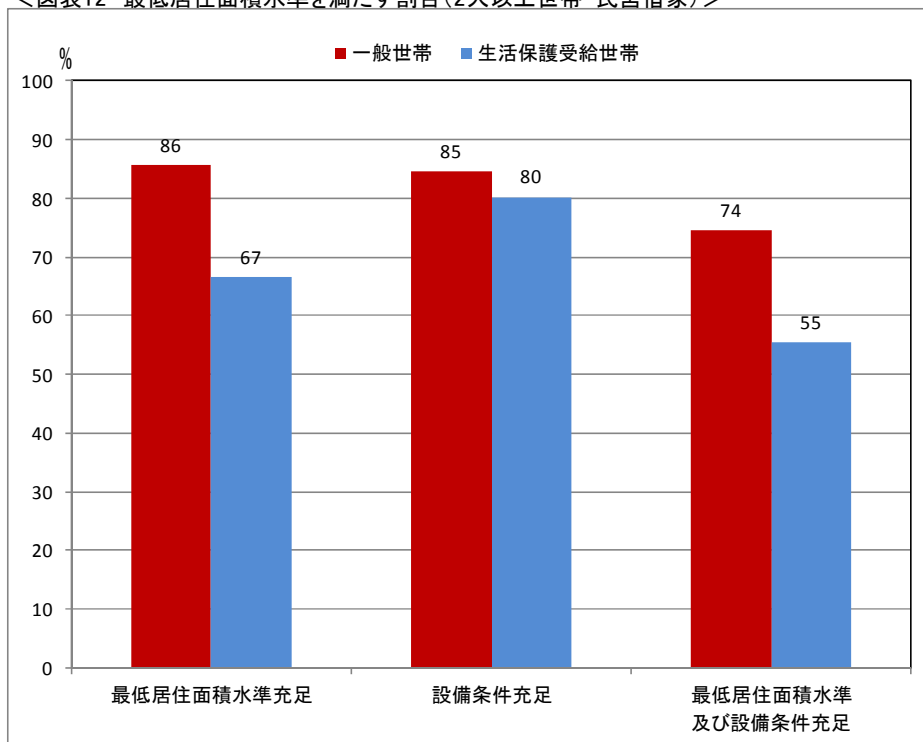
<図表10 エレベータの有無(5階建て以上)>



<図表11 最低居住面積水準を満たす割合(単身世帯・民営借家)>

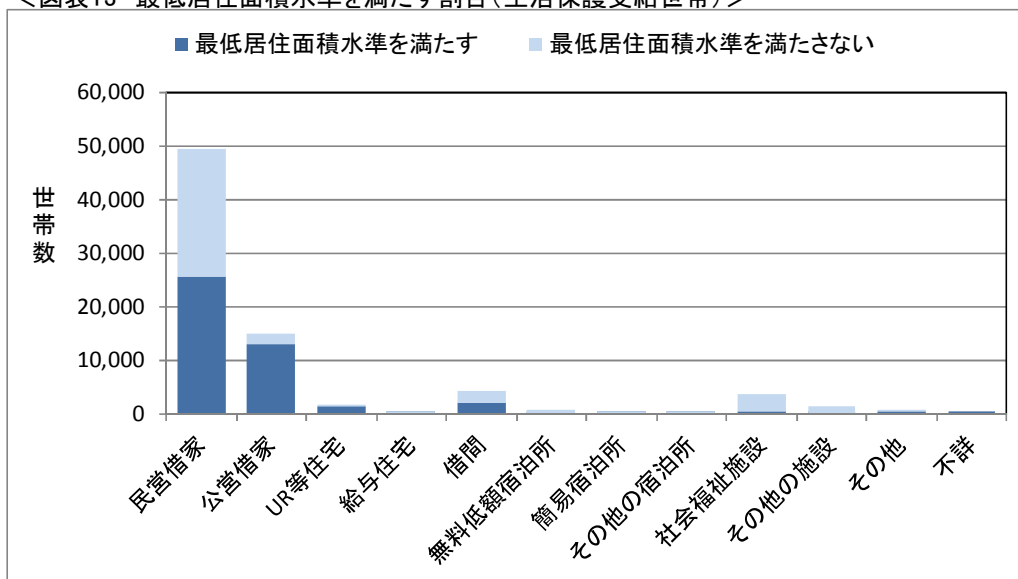


<図表12 最低居住面積水準を満たす割合(2人以上世帯・民営借家)>

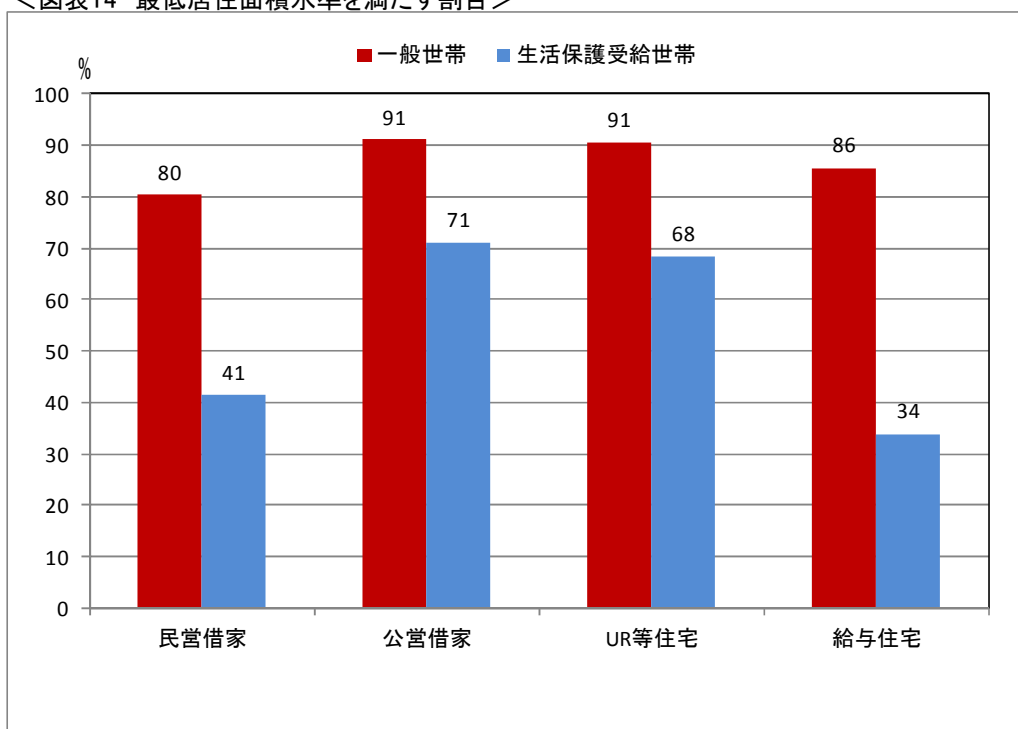


資料：生活保護受給世帯：生活保護受給世帯の居住実態に関する調査（図表10～12）  
 一般世帯：総務省統計局「平成20年住宅・土地統計調査」の調査票情報を独自集計したものである（図表10～12）。

<図表13 最低居住面積水準を満たす割合(生活保護受給世帯)>



<図表14 最低居住面積水準を満たす割合>



資料：生活保護受給世帯：生活保護受給世帯の居住実態に関する調査（図表 13, 14）

一般世帯：総務省統計局「平成 20 年住宅・土地統計調査」の調査票情報を独自集計したものである（図表 14）。

※ 図表 13 の世帯数は、生活保護受給世帯の居住実態に関する調査の調査世帯数（実数）である。

## ② 生活保護受給世帯の家賃額

### a) 単身世帯の家賃分布

一般世帯（生活保護受給世帯を含む。）と生活保護受給世帯における家賃分布に差異がないかどうか、床面積の階級別に比較を行った（図表 15, 16）。

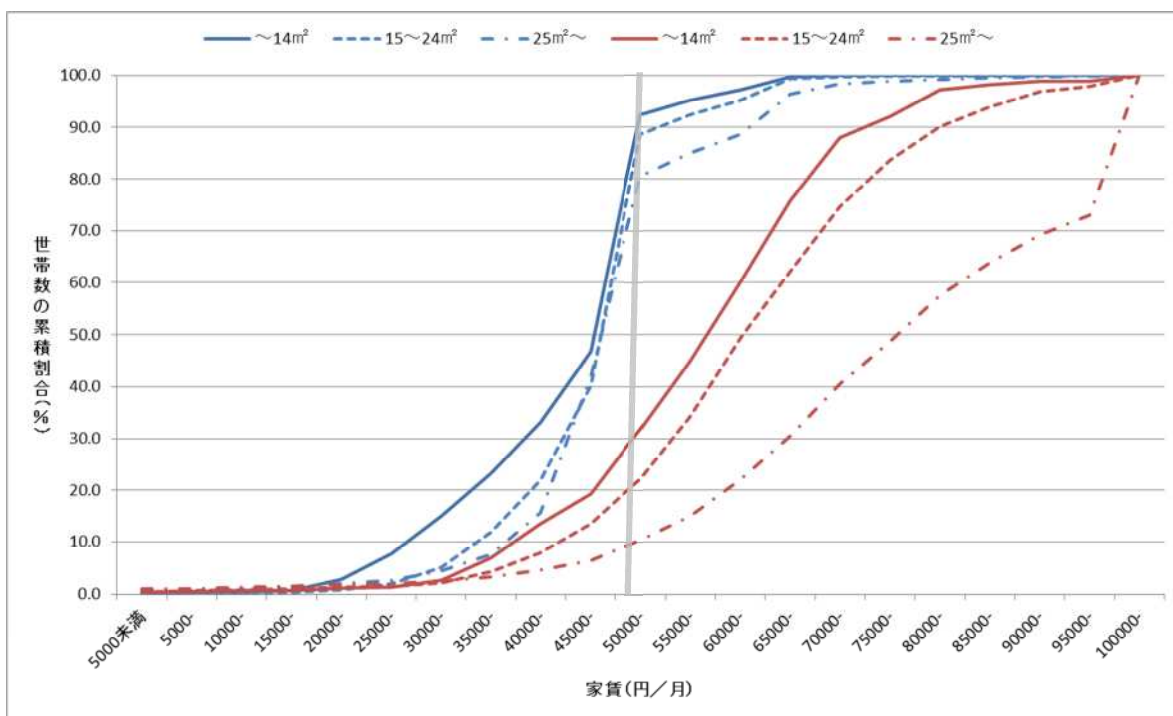
その結果、生活保護受給世帯は一般世帯に比して、住宅扶助特別基準（上限額）に近いところに、家賃額が集中する傾向がはっきりとみられた。

また、同じ床面積階級の住宅では、生活保護世帯の方が、一般世帯に対して常に低い家賃帯に多く分布している。そのことから、相対的に低い家賃を確保する努力は行われていることが推測できる。



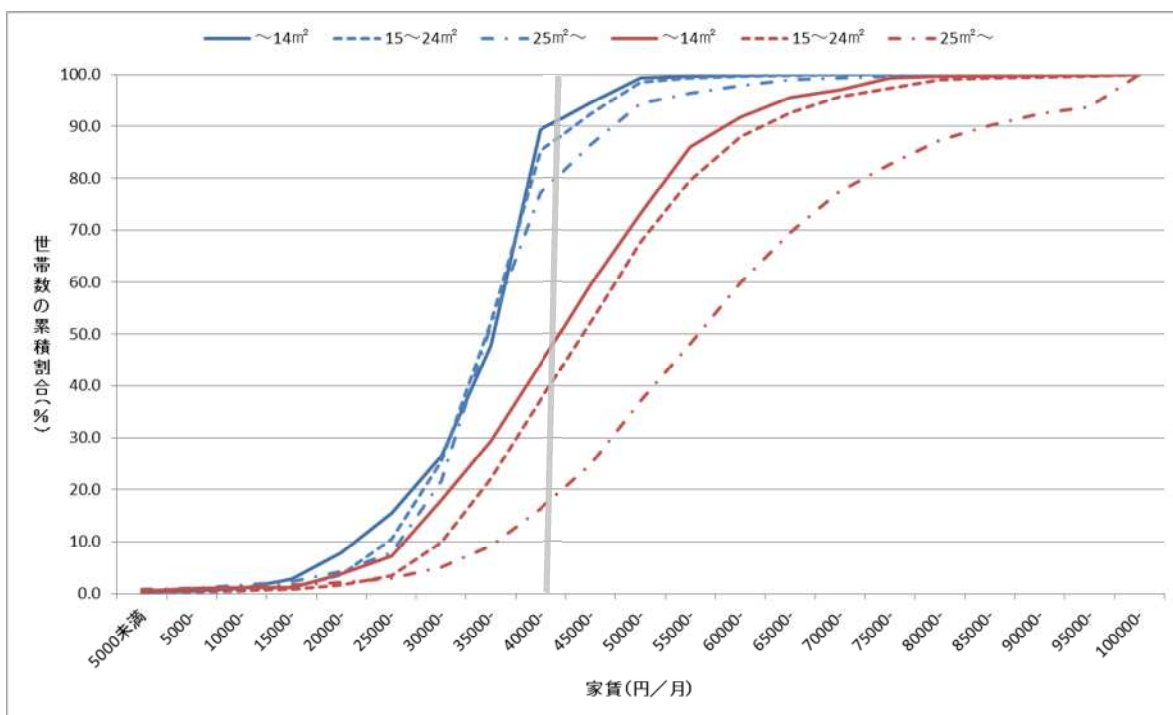
図表 15 関東 1 級地 単身世帯・民営借家 家賃分布

(青線：生活保護受給世帯、赤線：一般世帯 住宅扶助特別基準（平均）48,350 円)



図表 16 指定都市 単身・民営借家 家賃分布

(青線：生活保護受給世帯、赤線：一般世帯 住宅扶助特別基準（平均）40,635 円)



資料：総務省統計局「平成 20 年住宅・土地統計調査の調査票情報を独自集計したものである（図表 15, 16）。

b) 生活保護受給世帯特有の状況<sup>a</sup>

○ 生活保護受給世帯の居住実態に関する調査によると、住宅扶助（家賃・間代）の認定が「有」又は「無（借家又は借間）」の世帯（95,924世帯）を対象とする調査項目において、以下のことが確認できた。

7) 生活保護受給開始後の過去5年間（平成21年8月以降）に家賃額の変動があった世帯の割合は11.6%となっており、変動があった場合の家賃額変動の分布（現在の家賃額－変動前の家賃額）をみると、「▲5千円～0円」が37%と最も多く、次に「0円～5千円」が32%となっている。

7) 近隣同種の住宅の家賃額より明らかに高額な家賃が設定されている疑義の有無（福祉事務所のケースワーカーが回答）についてみると、「疑義あり」が568世帯（0.6%）、「疑義無し」が86,731世帯（90.4%）、「判断ができない」が8,597世帯（9.0%）となっている。

また、「疑義あり」の場合（568世帯）の高額な家賃設定の理由については、「保証料が家賃額に上乗せされている」が13世帯、「敷金・礼金等が家賃額に上乗せされている」が16世帯、「共益費・管理費が家賃額に上乗せされている」が70世帯、「家事援助、健康管理や生活支援などのサービスの対価が家賃に上乗せされている」が15世帯となっており、家賃設定に一定の合理性が認められるケースもあった。また、「その他」が219世帯、「特別な理由無し」が46世帯、「把握していない（特別な理由は無いと認められる場合を含む。）203世帯」となっている。「その他」には、無料低額宿泊所であるため、又は簡易宿所であるためといった回答が含まれている。

7) 生活保護受給世帯の48%は保護開始前から継続して現在の住居に入居しており、保護開始を機に住居が決定されたわけでは必ずしもないことが明らかになった。

また、保護開始後に現在の住居に転居した世帯について、その理由をみると、多い順（その他を除く。）に、「実施機関の指導に基づき、現在支払われている家賃又は間代よりも低額な住宅に転居」が19%、「家主が相当の理由をもって立退きを要求し、又は借家契約の更新の拒絶若しくは解約の申入れ」が16%、「病気療養上著しく環境条件が悪いと認められた場合又は身体障害者がいる場合であって設備構造が居住に適さないと認められたため転居」が8%となっていた。

③ 単身世帯の住宅扶助特別基準

○ 住宅・土地統計調査（A調査）において、単身世帯が居住する「民営借家又はUR賃貸住宅であって、最低居住面積水準及び設備条件<sup>b</sup>を満たす住宅」（以下「最低水準を満たす民営借家等」という。）のうち、家賃額が住宅扶助特別基準以下の住宅の割合<sup>c</sup>（生活保護受給世帯を含む）は、全国平均で14.8%となっている。

これを都道府県別にみると次のとおりとなっており、地域によって較差がある。

<sup>a</sup> 詳細な集計結果は、第21回社会保障審議会生活保護基準部会の資料2の10頁、11頁、25頁、26頁を参照。

<sup>b</sup> 専用の台所、水洗トイレ、浴室、洗面所のいずれもある場合に設備条件を満たしているものとした。

<sup>c</sup> A調査の各調査対象世帯が居住する地域における住宅扶助特別基準をそれぞれに当てはめて算出したもの。

最低水準を満たす民営住宅等のうち、家賃額が住宅扶助特別基準以下の割合（都道府県別）の分布

	5～10%	10～15%	15～20%	20～25%	25%以上
47 都道府県の分布	15	17	7	6	2

- なお、住宅・土地統計調査の調査対象には、生活保護受給世帯が居住する住宅を含んでおり、特に低額な家賃額の住宅には地域によっては生活保護受給世帯の住宅が多く含まれると考えられ、生活保護受給世帯の家賃額の場合、住宅扶助特別基準の範囲内となるよう市場の実勢価格より安い家賃額となっている可能性もあることから、生活保護受給世帯の住宅を、抽出率と時期について一定の前提を置いた方法<sup>d</sup>で除外することにより推計を行なった（脚注の留意点参照）。

単身世帯が居住する最低水準を満たす民営借家等のうち、家賃額が住宅扶助特別基準以下の住宅の割合（生活保護受給世帯を除外して推計したもの）は、全国平均で12.7%となっている。

これを都道府県別に、それぞれの割合の分布をみると次のとおりとなり、地域によって較差がある。

最低水準を満たす民営住宅等のうち、家賃額が住宅扶助特別基準以下の割合（都道府県別）の分布

	5%未満	5～10%	10～15%	15～20%	20%以上
47 都道府県の分布	3	20	12	9	3

- 今回の検証では、単身世帯が居住する最低水準を満たす民営借家等の家賃額の5～25パーセンタイル値と住宅扶助特別基準とを比較することにより、現行の住宅扶助特別基準が、各地域において、最低居住面積水準を満たす家賃額をどの程度カバーする水準となっているかを確認した。その結果は、別紙1のとおりである。

#### <参考>

- ・ 単身世帯（生活保護受給世帯を含む。）が居住する民営借家又はUR賃貸住宅における最低居住面積水準の達成率は、全国平均で全世帯の76%となっているのに対し、単身世帯（生活保護受給世帯を含む。）が居住する民営借家又はUR賃貸住宅であって、家賃額が住宅扶助特別基準以下の住宅における最低居住面積水準を満たす割合は、60%となっている。
- ・ 単身世帯が居住する借家（公営の借家、民営借家、UR賃貸住宅及び給与住宅）のうち、家賃額が住宅扶助特別基準以下の住宅の割合（生活保護受給世帯を除いて推計したもの）は、全国平均で28.7%となっている。

<sup>d</sup> 平成20年住宅・土地統計調査による条件を満たす住宅の数から、生活保護受給世帯の居住実態に関する調査で把握された条件を満たす住宅の数（調査対象世帯数に抽出率の逆数である12を乗じて推計）を引いて推計したもの。

生活保護受給世帯の居住実態に関する調査は、平成26年8月に訪問計画の対象となっている世帯から、調査世帯を抽出したものであり、訪問頻度に応じた抽出率により層化無作為抽出していることから、基本的には生活保護受給世帯の母数を反映していると考えられるが、平成26年8月の訪問世帯から12分の1の割合で抽出した世帯であるため、調査世帯数を単純に12倍した世帯数と生活保護受給世帯の母数とは一定程度の乖離があることや、住宅・土地統計調査は平成20年10月の調査であるのに対し、生活保護受給世帯の居住実態調査は、平成26年8月の調査であり、タイムラグがあること、また調査地区の抽出方法が異なることに留意が必要である。

- ただし、住宅・土地統計調査における家賃の分布は、現存する住宅のストックの状況を表しており、必ずしも、賃貸市場に出回っている、入居可能な住居（フローの住宅）の状況を表しているものではないことに留意しなければならない。

また、家賃の相場は地域によって較差が大きいため、できるだけ細かく分けて検証することが適当であるが、住宅・土地統計調査のサンプルサイズを考慮し、各都道府県の1級地・2級地・3級地別（指定都市、中核市を除く。）、各指定都市別、各中核市別に検証を行った。そのため、今回の地域区分と家賃の相場が形成される民間の賃貸市場の地域範囲は一致していない可能性があることに留意が必要である。

- そこで、民間の賃貸物件情報サイトであるSUUMO（スーモ）に掲載された賃貸物件（1R、1K、1DK）のうち、一定の面積水準を満たす住宅であって、家賃額が住宅扶助特別基準以下の物件の割合がどの程度あるかの確認を行なった。その結果は以下のとおりである。

1R、1K、1DKの賃貸物件の家賃額が単身世帯の住宅扶助特別基準（上限額）以下である割合

	床面積 25 m <sup>2</sup> 以上	床面積 20 m <sup>2</sup> 以上	床面積 18 m <sup>2</sup> 以上
都道府県 1 級地	4%	13%	19%
都道府県 2 級地	15%	26%	30%
都道府県 3 級地	10%	17%	19%
指定都市	11%	22%	27%
中核市	11%	21%	26%

なお、SUUMO に掲載された賃貸物件情報は、賃貸市場において供給されている物件をすべて網羅しているわけではないことや、実際に契約される家賃額とは異なる場合があることに留意が必要である。また、家賃の相場が形成される民間の賃貸市場の地域範囲による区分ではなく、3級地別（指定都市、中核市を除く。）、各指定都市別、各中核市別の区分で確認していることに留意が必要である。

#### ④ 住宅の質を反映した家賃算定式（家賃関数）の推定による検証

##### a) 家賃関数の推定

- 平成 20 年住宅・土地統計調査を用いて、月額家賃を目的変数とし、床面積、建築時期、住宅設備の有無などの属性を説明変数とする家賃算定式（以下「家賃関数」という。）を推定した（別紙 2）。
- 上記の家賃関数における各説明変数の係数の符号条件は整合的であり、また統計的に有意であることが認められた。しかしながら、今回得られた家賃関数の決定係数は 0.557 であり、地域別の家賃の相対比較等にはある程度の説明力はあるが、これをもって家賃そのものを決定するまでの精度は得られていない。その理由としては、民間賃貸住宅市場はある程度まとまりのある地域ごとに成立すると考えられるのに対して、本家賃関数では、住宅扶助特別基準の地域区分単位で変数を設定していることが大きく

影響していると考えられる。家賃関数の精度を上げるには、市場家賃の捕捉と解析に関するより科学的な手法を開発する必要がある。

b) 世帯人員に応じた比率の推定

- 現行の住宅扶助特別基準においては、複数人世帯であるなどやむを得ないと認められる場合には、2～6人世帯では、単身世帯に適用される住宅扶助特別基準額に1.3を乗じて得た額、7人以上の世帯については、この額にさらに1.2を乗じて得た額の範囲内において必要な額を認定できるとしている。
- 検証では、最低居住面積水準が世帯人員に応じて定められていることから、上述の家賃関数に当該世帯人員に対応する最低居住面積水準を当てはめて試算した世帯人員ごとの家賃水準を単身世帯を1として指数化し、これを現行の複数人世帯等に適用される1.3倍等の数値と比較した。その結果、単身世帯の住宅扶助特別基準を1としたときの2～6人世帯の指数は、1.06～1.35となった。また、推定された各世帯人員別の指数の95%予測区間には、現行の指数（2～6人世帯は1.3）が含まれていることが確認された。
- 2人以上世帯については、現行では、2～6人世帯、7人以上世帯の2つの区分となっており、それぞれの区分に応じて住宅扶助特別基準が設定されているが、生活保護受給世帯の世帯構成が変化し、現在では少人数世帯が大宗を占めていることを踏まえると、2～6人世帯を同一基準としている現行の区分は、実態に即した設定とすることが考えられる。
- その場合には、住宅扶助特別基準はあくまでも上限額であることから、特に複数人数の世帯については、世帯構成による住宅のニーズの差が大きい（例えば、夫婦2人世帯と世帯員2人の親子で性別の異なるひとり親世帯、同じ子ども数でも異なる性別の兄妹・姉弟がいる世帯とそうでない世帯など）ことなども踏まえる必要がある。特に子どものいる世帯については、食寝分離による生活秩序の確立や成長した子どものプライバシーの確保や貧困対策の観点から勉強するスペースを確保するために個室の確保等が必要なことに配慮し、世帯人員に応じた比率を設定する必要がある。

⑤ 住宅と居住の質に応じた住宅扶助特別基準の設定

- 生活保護受給世帯が居住する民営借家の実態をみると、最低居住面積水準（設備条件を含む。）を満たしていない住宅でも、家賃額が住宅扶助特別基準額以上となっている割合が39%となっている。

また、生活保護受給世帯の居住実態調査によると、近隣同種の住宅等の家賃額と比較して、明らかに高額な家賃が設定されている疑義が有る世帯は、0.6%とごく一部であるが、確認された。

- 無料低額宿泊所や簡易宿所等については、次のとおり民営借家と比較して、床面積が狭いにもかかわらず、住宅扶助特別基準以上で家賃額が設定されている割合が高くなっている。

	平均床面積	家賃額が住宅扶助特別基準 (上限額)の1倍以上の割合
無料低額宿泊所	9㎡	72%
簡易宿所	6㎡	87%
民営借家	30㎡	43%

資料：生活保護受給世帯の居住実態に関する調査

- その理由としては、二つのことが考えられる。一つは、現行の住宅扶助特別基準は上限額の範囲内で必要な家賃額の実費を支給する仕組みであるものの、住宅の質に応じた上限額の設定がないため、居室が著しく狭隘で設備が十分でない劣悪な住宅で、生活保護受給者の自立の助長に支障をもたらすおそれがあるにもかかわらず、住宅扶助特別基準で家賃額を設定している場合である。これは、不当な利益を得ることを目的とした、いわゆる貧困ビジネスであると考えられる。
- もう一つは、無料低額宿泊所等において、一人では自立・自律した生活を営むことが困難な人を受け入れており、一人当たりの専用部分の床面積は無料低額宿泊所では平均9㎡（約5.5畳）であるが、専用部分以外に共同的な生活を営むための床面積がある場合や、住宅扶助の範疇外であるが何らかの生活支援を行っている場合である。
- 本部会の検討作業班が実施したヒアリングにおいても、無料低額宿泊所等で、共同利用のリビングがある実態や、在宅での生活を支えるための支援が必要な人に対して、居室の提供のほか利用者に対する見守りや家事援助、服薬のサポートといった生活支援も併せて提供し、当該支援にかかる人件費などのコストを含めて利用料を設定するほか、実質的に住宅扶助費を当該コストに充当している実態が確認された。
- 現行の住宅扶助本来の目的と、より適切な住環境を備えた住宅へ誘導していくという観点で、床面積が狭小な住宅については、床面積に応じた支給額とするなどにより、住宅扶助費の支給額を住宅の質に見合ったものにするなどの措置を検討することも考えられる。しかしながら、いわゆる貧困ビジネスは、生活保護受給者本人ではなく、受け入れる側の問題が大きく、その是正に向けての取組は別途必要である。住宅扶助費の支給額の変更等により、生活保護受給世帯の居住の安定の確保に支障が生じないよう留意する必要がある。
- 一方、住宅扶助の趣旨を踏まえると、生活支援の提供にかかるコストに住宅扶助が充当されることは適切なものとは言えないが、生活支援を提供する無料低額宿泊所等に対して、床面積に応じて減額した住宅扶助特別基準を適用することとした場合、生活支援の提供が困難となり、利用者の自立の助長に支障が生じるおそれもある。
- そのため、生活支援を提供する無料低額宿泊所等に入居する世帯については、床面積に基づき、一律に判断するのではなく、提供される生活支援が自立助長の観点から認められるかどうかも勘案し、自立助長の観点から認められる場合は、生活支援が維持されるような措置を講じることが必要である。

なお、生活支援の提供にかかる人件費等のコストに対応する扶助が、生活保護基準の体系ではない現状においては、生活支援の提供にかかるコストに対して、住宅扶助費が充当されることはやむを得ないと考えられるが、将来的には、生活支援の提供にかかるコストに対応する扶助の仕組みを設けることなどを検討することも必要である。

#### ⑥ 個別の事情による住宅扶助特別基準の設定

- 現行制度において単身世帯については、車椅子使用の障害者等で特に通常より広い居室を必要とする場合、老人等で従前からの生活状況からみて転居が困難と認められる場合又は地域において住宅扶助特別基準の範囲内では賃貸物件が得られない場合は、住宅扶助特別基準の 1.3 倍額の適用<sup>6</sup>が認められている。(2～6人世帯の場合は、通常、単身世帯に適用される住宅扶助特別基準の 1.3 倍額が上限となり、7人以上世帯の場合は、1.56 倍額が上限となる。)
- 一方、2人以上世帯については、単身世帯の 1.3 倍額(7人以上世帯の場合は 1.56 倍額)以上の住宅扶助特別基準の適用はないが、車椅子使用の障害者等で特に通常より広い居室を必要とする場合等、当該額の範囲内では住宅が確保できない場合、更なる措置を講じることについて検討を行うことが必要である。
- また、世帯人員にかかわらず、当該地域において住宅扶助特別基準の範囲内で適切な住宅がない場合であって、さらに障害等により広い居室を必要とする場合は、当該上限額を超える更なる措置を講じることが望ましい。
- なお、今回の検証では、上述した全国平均、都道府県別の他、別紙1のとおり、各都道府県の1級地・2級地・3級地別(指定都市、中核市を除く。)、各指定都市別、各中核市別に細かく地域を区分して検証を行なったが、当該区分における住宅扶助特別基準の範囲内で、適切な住宅を確保することができない地域が生じることも考えられる。その場合は、上述の措置により、適切な住宅を確保できるよう個別に配慮することが必要である。

#### 4 住宅扶助特別基準の検証結果に関する留意事項

- 厚生労働省において住宅扶助特別基準の見直しを検討する際には、上記3の検証結果を参照するとともに、以下の点についても留意する必要がある。
- 今回の検証においては、全国の住宅や居住の状況を把握することができる最も大規模な公的統計である住宅・土地統計調査のデータを用いて、最低水準を満たす民営借家等の家賃額と住宅扶助特別基準の比較を行なった。

<sup>6</sup> 生活保護受給世帯の居住実態調査によると、車いすを利用している世帯員有りの世帯における最低居住面積水準(設備条件を含む)を満たしている割合は、41%となっており、そのうち、家賃額が住宅扶助特別基準額の1.05倍以上の割合は18%となっている(第21回社会保障審議会生活保護基準部会の資料2の16頁参照)ことから、1.3倍額を活用して適切な住宅に居住している世帯は多くないことが確認された。

最低水準を満たす民営借家等の住宅に限定した上で、その家賃額と住宅扶助特別基準の比較を行なうという方法自体は、妥当な方法の一つと考えられるが、既に述べたとおり、住宅・土地統計調査のデータは、既に入居している住宅のストックの状況を表すものであり、必ずしも、賃貸市場に出回っている入居可能な住居（フローの住宅）の状況を表しているものではないなどの限界がある。

今回の住宅扶助の検証手法は、現実的に利用可能なデータの制約の中で選択した一つの手法であり、これが唯一の手法ということでもないことから、今回の検証結果や留意事項を踏まえて見直しを行った場合の民間賃貸市場や生活保護受給世帯への影響も踏まえた上で、必要なデータや検証手法を改善、開発していくことが必要である。その際には、アメリカ合衆国の住宅補助プログラムにおける公正市場家賃の算定方法<sup>f</sup>やイギリスにおける民間借家家賃法に基づく「公正家賃」の実勢家賃の収集方法<sup>g</sup>を参考として、検証・設定方法を検討することも課題である。

- 検証で使用した住宅・土地統計調査のデータは、平成 20 年 10 月 1 日時点のものである。そのため、その直前に起きたリーマンショックや、その後の東日本大震災、さらに平成 24 年から 26 年にかけて、いわゆる団塊世代が 65 歳に達し、退職者が急増したことなどに係る影響が平成 20 年データには反映されていない。したがって、調査後の市場家賃の動向を勘案した上で、住宅扶助特別基準の見直しには十分な注意を払う必要がある。

特に、東日本大震災後に、家賃相場が上昇している地域において、住宅扶助特別基準の範囲内で適切な住宅を確保可能な水準となるよう十分に留意することが必要である。

- 今回の検証結果を反映させた場合の住宅扶助特別基準が、仮に現行の住宅扶助特別基準から大きく減額となる地域などが生じた場合は、生活保護受給世帯の居住の安定性に大きな影響を与えることは否めない。そのために生活の維持に支障が生じることなどが無いよう激変緩和の観点から、減額幅には一定の上限を設けるなどの措置が望まれる。

また、住宅扶助特別基準の見直しについては、当該地域において、市場における住宅の供給状況等を確認した上で検討するべきであり、特に住宅扶助特別基準が減額する場合には、十分な配慮が必要である。

- 現に民営借家等に入居している生活保護受給世帯については、住宅扶助特別基準の見直しにより、当該住宅の貸主が家賃額を値下げしない限り、現住宅での生活の維持に支障が生じるおそれがある。

そのため、契約更新時までは見直し後の住宅扶助特別基準の適用を猶予するなど、適用時期については一定の経過措置を検討する必要がある。

また、貸主の判断による家賃額の値下げが見込めない場合は、見直し後の住宅扶助特別基準の範囲内の家賃額の住宅への転居を可能とすることや、現に入居している住宅に引き続き住み続けることが、当該世帯の自立助長の観点から必要で

<sup>f</sup> 第 16 回社会保障審議会生活保護基準部会の資料 3 を参照。

<sup>g</sup> 第 18 回社会保障審議会生活保護基準部会の資料 2 を参照。



あると認められる場合は、従前の住宅扶助特別基準の適用を認める措置が必要である。加えて、家賃額の値下げ分が別の名目の費用として転嫁され当該世帯の家計を圧迫していないか注意する必要がある。

特に、高齢者又は子どもを含む世帯などにおいては、転居が健康への悪化やコミュニティからの孤立を引き起こす可能性があることに十分配慮する必要がある。

さらに、大局的には住宅は供給過多であり、賃貸住宅の需給状況は緩んでいる。そうした中で、住宅扶助特別基準を見直した場合や毎年の改定により減額となった場合は、民間賃貸住宅市場に想定外の大きな影響を与える可能性があり、その点への配慮も十分に必要である。一方、民間賃貸住宅が供給過多である状況は、生活保護受給世帯が住宅扶助特別基準の範囲内で適切な質を備えた住宅に居住できるようにしていく方策をとるのに、適した状況であるともいえる。

- 以上のように、今回の住宅扶助の見直しが民間賃貸市場や生活保護受給世帯に与える影響については、その実態を的確に把握し、今後の検証の際にはそれを踏まえる必要がある。
- また、現状では、生活保護受給世帯において、民営借家で最低居住面積水準を満たして居住する割合は単身世帯で 46%にとどまり、公的借家に居住する世帯の状況と著しく乖離していることから、この差を縮める必要がある。国土交通省が所管する住宅政策と、厚生労働省が所管する生活保護における住宅扶助を、国全体としてどのように進めていくかは、今後の大きな課題である。

## 5 運用による住宅扶助の適正化

生活保護受給世帯が、より適切な住環境を確保するための方策を検討することが必要であり、具体策としては、以下のようなものが考えられる。

### (1) 貧困ビジネスの排除

- 生活保護受給世帯が居住する住居が劣悪であり、明らかに不相当であると認められる場合は、より適切な住環境であって住宅扶助特別基準の範囲内の住宅への転居を指導する。

### (2) 住宅探しに関する不動産事業者等との協働

- 生活保護受給世帯が保護開始時に住宅を確保する必要がある場合や、転居する必要が生じた場合は、家賃額が住宅扶助特別基準の範囲内の物件を民間の不動産賃貸情報などを活用して情報提供するなどの支援が有用である。必要に応じて福祉事務所が民間の不動産事業者等と協力してこれを行う方策を整える必要がある。

なお、保護受給後に新たに入居しようとする住宅の家賃額が、近隣同種の住宅の家賃額と比較して、合理的な理由なく高額な設定となっていると認められる場合は、適正な家賃額の物件に入居するよう指導する必要がある。

### (3) 代理納付制度の活用

- 生活保護受給世帯が家賃を滞納することにより、転居せざるを得ない状況に

陥る場合があることや、保証料が家賃額に上乗せされていることにより、家賃額が割高になっているケースも認められることから、代理納付制度の活用をより一層促進することが望まれる。

#### (4) 公的借家の活用

- 公的借家については、比較的低廉な家賃等で適切な住環境である住宅も多いと考えられることから、福祉事務所においては、これらの住宅の空き状況、被保護世帯の生活状況、家族構成等を考慮して必要と認める場合は、住居の確保が必要な生活保護受給世帯に対して、これらの住宅への入居についても選択肢の一つとして提示する。

なお、公的借家は、2人以上の世帯向けの間取り（2DK以上）がほとんどであり、母子世帯等に適した環境を備えている一方、公的借家の単身入居は可能だが、世帯と間取りが必ずしも一致しないとの指摘があった。また、公的借家での単身者のシェア居住、グループ居住や既存民間住宅の借上方式による供給など、資源の有効な活用を考えていく必要があるとの意見もあった。

#### (5) 居住継続のための生活支援の必要性

- 障害者や高齢者で特に単身世帯であることによる入居拒否の実態が一部に見受けられるが、その大きな理由は、身元保証、日常的な見守り、万一の対応懸念である。そうした懸念がリスクプレミアムとして、生活保護受給世帯の家賃に含まれている可能性も否定できない。貸主のそうした不安を払しょくするために、単身の障害者、高齢者等の入居支援から日常的な生活支援まで一貫して行えるような仕組みづくりも今後の課題である。介護保険や医療保険ではこうした支援には対応できず、反面、日常的な支援がないことが、過度な介護や医療需要に結びついている可能性もあり、これらの点を十分に考慮した対応が求められる。
- 生活保護受給世帯の居住支援については、セーフティネット支援対策等事業である「居住の安定確保支援事業」の活用が考えられる。

本事業は、住宅扶助の代理納付の仕組みを活用して、安定的に家賃収入の確保がされることについて賃貸人の理解を得て、既存の民間賃貸住宅への入居を促進するとともに、地域において、行政だけでなくNPO等関係機関が連携して、入居後に生活保護受給者への日常生活支援等を行うことにより、地域での生活を円滑に行えるよう支援することを目的とするものであり、本事業を積極的に活用するなどにより、生活保護受給世帯の居住支援を通じた自立支援の取組を推進することが望まれる。

また、一般高齢者施策において平成26年度より「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」を実施している。これは、自立した生活を送ることが困難な低所得高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、社会福祉法人等が実施する既存の空き家等を活用した低廉な家賃の住まいの確保の支援や、見守り・日常的な生活相談等の取組等について支援を行うものである。こうし

たモデル事業の成果も踏まえ、福祉事務所においては、住まいの確保の支援と併せて居住継続のための生活支援に積極的に取り組んでいくことが望まれる。

### 6 毎年の住宅扶助特別基準の改定方法

- 毎年の住宅扶助特別基準の改定については、現行は、都道府県（指定都市、中核市を除く。）、指定都市、中核市別に、①前年度基準額、②家賃物価指数の伸びを勘案した額、③生活保護受給世帯の家賃額 97%をカバーできる額といった3つの指標を参考として行なっている。
- 近年の地方別の家賃物価指数（持ち家の帰属家賃を除く。）の動向をみると、東北地方及び沖縄地方以外の地方では、家賃物価指数が下落している<sup>h</sup>一方で、住宅扶助特別基準はほとんどの地域で改定されていない。
- 毎年の住宅扶助基準の改定方法については、入居中の家賃は下方硬直性があり、新規入居家賃に比べ、下落しにくい傾向があることも十分踏まえ、検討する必要がある。

## Ⅲ 冬季加算の検証

### 1 冬季加算の概要

- 冬季加算は、冬季における光熱費等の増加需要に対応するものとして、11月から3月までにおいて、生活扶助を受給している生活保護受給世帯に対して上乘せして支給されるものである。
- 冬季加算は昭和26年に創設され、昭和40年代初めは国家公務員の寒冷地手当の設定方法に準じて設定していたが、昭和49年度からは生活扶助基準改定率を乗じることにより設定している。
- 世帯人員数別の比率（指数）は、勤労者世帯（年間収入第1・五分位）の世帯人員別の消費支出額を基礎として、昭和61年度に設定されて以降、以下のとおりとなっている。

	単身	2人	3人	4人	5人
冬季加算の世帯人員別比率 (3人世帯:100)	64.7	83.8	100.0	113.4	117.7

- 級地間較差については1級地-1から3級地-2までの6区分を4.5%等差で設定している。
- 地区区分については、平均気温が最も低い月の気温、積雪量、積雪期間、暖房が必要な日数などを総合的に勘案し、都道府県別に6区分に指定をしており、昭和41年度以降、以下のとおりとなっている。

	I区	II区	III区	IV区	V区	VI区
都道府県名	北海道 青森県 秋田県	岩手県 山形県 新潟県	宮城県 福島県 富山県 長野県	石川県 福井県	栃木県 群馬県 山梨県 岐阜県 鳥取県 島根県	その他の 都府県

<sup>h</sup> 第17回社会保障審議会生活保護基準部会の資料1の27頁を参照。

- 本部会においては、冬季加算の水準について、生活保護制度の趣旨・目的に照らして妥当なものとなっているか、検証手法について議論を行った上で、検証を行った。

## 2 冬季加算の検証方法

### (1) 検証方針

- 現行の冬季加算が、各地域における一般低所得世帯の消費実態（冬季に増加する支出額）と均衡がとれたものとなっているかという観点から検証を行った。
- 同時に、光熱費は、食費や住宅と同様に、必需的費目であり、収入が低いほどその割合が増える傾向がある点も考慮して検証を行った。
- 寒冷地の冬季における需要として最も重要なウエイトを占める灯油について、必要な絶対額が冬季加算で賄うことができているか、灯油消費額（冬季増加分）を推計し、補足的に確認した。

### (2) 検証に使ったデータ

- 検証では、季節的な特別需要を検証する必要があるため、総務省統計局において毎月の家計収支等を調査している家計調査の個票データを総務省から借り受け、特別集計した結果を用いた。
- なお、調査世帯数は全国で約9千世帯であり、各都道府県別に集計した場合は、サンプルサイズが小さくなる。
- このため、集計区分を基本的に現行の冬季加算地区区分とし、また平成21年から25年までの5年分を平均した結果により検証した。
- 検証では、年間収入第1・十分位の世帯におけるデータを用いることを基本としたが、サンプルサイズを確保する観点から、検証内容に応じて第1・五分位や第1～3・五分位のデータも用いて検証した。
- また、家計調査の調査対象市町村には、豪雪地域や山間地域が必ずしも含まれていない<sup>1</sup>という限界があることに留意する必要がある。

### (3) 検証方法

- 冬季加算は、冬季に増加する光熱費等の需要に対応するものであるため、冬季にどのような支出費目で増加しているのかを確認した上で、冬季に支出が増加する費目として特定された費目を対象として、以下の検証を進めた。
- 現行の冬季加算は、各都道府県をI区からVI区までの6地域に区分し、基準額を設定しているが、この地域区分が適切なものとなっているか、気象データ、光熱費の冬季増加支出額との関係を比較することにより、検証した。

<sup>1</sup> 家計調査では、都道府県庁所在地及び指定都市、それ以外の人口5万以上の市と5万人未満の市町村の三類型ごとに、それぞれの抽出方法によって、対象世帯を選ぶ。

特に人口5万人未満の市町村は、地方で分けた後、(1)地理的位置（海沿い、山地等）、(2)世帯主の年齢構成を用いて分類されるが、必ず豪雪地域や山間地域が選ばれるとは限らない。

なお、エネルギーの使用の合理化に関する建築主及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成 25 年経済産業省・国土交通省告示第 1 号。以下「省エネ基準」という。）の地域区分との比較も行った。

- 冬季加算は、冬季における増加需要に対応するものであるため、冬季の支出額と冬季以外の支出額の差をみるのが基本であるが、地域によって支出が増加する冬季期間が異なると考えられる。そのため、冬季に支出が増加する費目の月別支出額を地区別に算出し、寒冷地ではないⅥ区の年平均支出額を 100 とする指数が、100 を超える月を確認することにより、各地区において冬季に増加する支出費目の支出額が増加する期間を検証し、各地区の冬季期間を特定した。
- 冬季に増加する支出額を世帯人員別に算出し、3人世帯の冬季増加支出額を 100 とした場合の指数を世帯人員別に算出することにより、現行の冬季加算の世帯人員別の較差は妥当か検証した。
- 冬季に増加する支出額を級地別に算出し、2級地の冬季増加支出額を 100 とした場合の指数を算出することにより、現行の冬季加算の級地間の較差が妥当か検証を行った。
- 地区別の冬季加算の水準が妥当なものとなっているか、今回は地区別に一般低所得世帯の冬季増加支出額と冬季加算額を比較することにより検証を行った。

なお、各地区における冬季期間は、上記の検証によって、冬季に支出が増加する期間として特定された期間とし、各地区における実態が反映される形で検証を行った。

また、生活保護受給世帯に多く含まれる属性（住宅の構造：木造・防火木造、住宅の所有関係：民営賃貸住宅（設備専用）、就業人員なし）の世帯における冬季の増加支出額と冬季加算額についても、地区別に比較を行った。

- 冬季加算が、寒冷地等の需要に対応できるものとなっているか、灯油の消費推計額の確認を行った。

### 3 冬季加算の検証結果

- 各地域における一般低所得世帯の消費実態（季節により増加する費目を特定し、当該費目による支出額）との均衡がとれたものとなっているかという観点からの検証結果は次のとおり。

#### (1) 冬季に増加する費目<sup>ジ</sup>

- 家計調査の個票データについて特別集計を行い、冬季（11月、1月、2月及び3月）における平均支出額と年平均の支出額との差がプラスとなる費目を検証した結果、プラスとなった費目は光熱水道（5,372円）、被服及び履物（11円）、交通通信（80円）、教育（教育扶助対象外の費目）（72円）、その他の消費支出（1,540円）であった。

<sup>ジ</sup> 詳細な検証結果は、第 21 回社会保障審議会生活保護基準部会の資料 3 の 3 頁・4 頁を参照。

なお、12月において年平均の支出額より多くなっている費目が多い（食料の26,257円など）が、12月の増加需要については、期末一時扶助の対応があるため、冬季に増加する費目を特定するに当たっては、冬季から除外して検証した。

- これらの費目のうち、冬季における支出額と年平均支出額との差について10大費目別にみた場合、統計的に有意なものは、光熱水道のみであり、さらにそのうち、電気代、ガス代、他の光熱（灯油等）に有意差が認められた。
- このため、以下の検証においては、冬季に増加する費目としては光熱費（電気代、ガス代、他の光熱）を使用し行った。

なお、冬季（11月、1月、2月及び3月）の年平均に対する増加額は光熱水道で5,372円となっている一方で、生活扶助相当合計の増加額は61円となっている。このことは収入が低い世帯では、光熱費は必需費目であるため、節約ができず、他の費目の支出を抑えることにより、やり繰りしていると考えられる。そこで冬季加算に対応する需要としては、生活扶助全体の冬季増加分をみるのではなく、冬季に増加する費目である光熱費の冬季増加分をみることにした。

## (2) 冬季加算に係る地区区分<sup>k</sup>

- 現行の冬季加算に係る地区区分は、各都道府県をI区からVI区までの6地区に区分して指定している。現行の地区区分は、気温や積雪などの気象データ等を勘案して設定されており、昭和41年度以降見直しがされていないことから、現行の地区区分が、近年の気象データや都道府県別の光熱費、冬季増加額との整合性がとれているか確認した。
- 現行の冬季加算地区区分と気象データ（暖房度日、降雪量）との相関係数をみると、相関係数は $-0.92$ となっており、各都道府県別の光熱費冬季増加額との相関係数も $-0.83$ となっていることから、現行の冬季加算の地区区分は、概ね妥当と考えられる。

なお、現行の冬季加算の地区区分のうち、北海道及び沖縄県を別区分とした場合、現行の冬季加算地区区分と気象データや光熱費冬季増加額との相関係数はより高く（気象データとの相関係数は $-0.94$ 、光熱費冬季増加額との相関係数は $-0.85$ ）なった。

- 省エネ基準は、住宅のエネルギー消費量を適切に評価するため、市町村別に8区分で地域区分を設定しており、暖房度日を指標として設定しているものであるが、省エネ基準の地区区分と気象データや光熱費冬季増加額との関係も確認した。

省エネ基準の地域区分と気象データ（暖房度日、降雪量）との相関係数をみると、相関係数は $-0.88$ 、各都道府県別の光熱費冬季増加額との相関係数は $-0.82$ となっており、現行の冬季加算の地区区分とそれらの相関係数より

<sup>k</sup> 詳細な検証結果は、第21回社会保障審議会生活保護基準部会の資料3の5頁～7頁を参照。

も低い結果となった。

- 地区区分は、都道府県別又は市町村別など、きめ細かく設定することも考えられるが、家計調査の調査世帯数を用いて、都道府県別又は市町村別にきめ細かく検証することは困難であることから、概ね妥当であることが確認された現行の冬季加算地区区分に加え、省エネ基準による地域区分も使用し、検証を行った。

(3) 消費支出額が増加する月<sup>1</sup>

- 地区ごとに光熱費が増加する月をみるため、VI区（現行地区区分）又は6地域（省エネ基準）における年平均の光熱費支出額<sup>m</sup>を100として、各地区の各月における光熱費支出額の指数を確認した。
- 各地区において、VI区における年平均の光熱費支出額を100とする指数が、100を超える月は以下のとおり。

<現行の地区区分>

地区区分	光熱費が増加する月 (VI区の年平均100を超える月)
I区	11～5月(7か月)
II区	11～5月(7か月)
III区	12～5月(6か月)
IV区	12～5月(6か月)
V区	12～4月(5か月)
VI区	12～4月(5か月)

<省エネ基準の地域区分>

地区区分	光熱費が増加する月 (6地域の年平均100を超える月)
1地域	11～6月(8か月)
2地域	11～5月(7か月)
3地域	11～5月(7か月)
4地域	11～4月(6か月)
5地域	12～4月(5か月)
6地域	12～4月(5か月)
7地域	12～4月(5か月)
8地域	なし

- 冬季加算が支給される月数（11月から3月までの5か月）より、光熱費が増加する月数が多い地区については支給期間を延長することも考えられる。
- なお、電気料金等の公共料金の支払い月は、実際に電気等を使用した月と1か月程度タイムラグが発生すると考えられるため、実際の電気等の使用月と電気料金等の支払い月は異なる可能性がある。

(4) 冬季加算の世帯人員別の較差<sup>n</sup>

- 現行の冬季加算額の世帯人員別の較差と年間収入第1～3・五分位の世帯における冬季に増加する光熱費支出額の世帯人員別の較差を比較した。  
3人世帯を100とした場合の指数でそれぞれの較差をみると、単身世帯、4人世帯、5人世帯における年間収入第1～3・五分位の世帯における光熱

<sup>1</sup> 詳細な検証結果は、第21回社会保障審議会生活保護基準部会の資料3の8頁・9頁を参照。

<sup>m</sup> 各地区の年平均の光熱費支出額を100とする指数では、特に冬季増加支出が多く、年平均支出額が高い寒冷地において、月別の増加分が見えにくくなることが確認されたことから、VI区又は6地域における年平均の光熱費支出額を100として算出したもの。

<sup>n</sup> 詳細な検証結果は、第21回社会保障審議会生活保護基準部会の資料3の11頁を参照。

費支出額の指数は、現行の冬季加算額の指数より小さくなっている一方、2人世帯の指数は、年間収入第1～3・五分位の世帯における光熱費支出額の指数が現行の冬季加算額より大きくなっている。

- なお、単身世帯における冬季の光熱費増加支出額は、就業あり世帯の4,190円に対し、就業なし世帯は7,827円、高齢者世帯は8,145円となっている。
- 検証結果を踏まえ、冬季加算の世帯人員別較差を見直す際には、生活保護を受給する世帯における単身世帯には、高齢者を含め就業していないため在宅時間が長い者が多いことなども考慮する必要がある。

(5) 冬季加算の級地間較差<sup>o</sup>

- 現行の冬季加算額の級地間較差と年間収入第1～3・五分位の世帯における冬季に増加する光熱費支出額の級地間較差を比較した。

2級地を100とした場合の指数でそれぞれの較差をみると、年間収入第1～3・五分位における光熱費支出額の級地間較差については、現行の冬季加算の級地間較差ほど、較差は認められなかった。また、Ⅱ区、Ⅲ区及びⅤ区における光熱費支出額の指数は、3級地が2級地よりも大きくなっている。

- このため、冬季加算の級地間較差については、縮小又は廃止することが考えられる。

(6) 住宅の状況等による冬季増加支出額の違い<sup>p</sup>

- 冬季に増加する光熱費支出額について、住宅の所有関係別、構造別、築年数等で差が生じるかどうか検証した結果、所有関係別では、持ち家の一戸建てにおける冬季の光熱費支出額の増加額は、賃貸住宅における増加額より多いことが認められた。また、構造別では、木造の住宅における冬季の光熱費支出額の増加額は、鉄骨・鉄筋コンクリート造における増加額よりも多いことが認められた。さらに、就業人員の有無別では、就業人員なしの世帯における冬季の光熱費支出額の増加額は、世帯員の全員が就業又は就学している世帯における増加額よりも多いことが認められた。なお、建築時期別では、大きな違いは認められなかった。

(7) 冬季加算額の水準の検証<sup>q</sup>

- 一般低所得世帯における冬季に増加する光熱費支出額と冬季加算額の比較を地区別に行った。

なお、生活扶助基準の検証と同様に、年間収入階級の第1・十分位の世帯との比較を基本とするが、第1・十分位の数値が特異なものとなっていないか確認するため、第1・五分位、第1～3・五分位の数値も集計した。

- 比較は、2人以上の低所得世帯における冬季の光熱費支出額の増加額と比較した場合と、2人以上の低所得世帯のうち、生活保護受給世帯に多く含ま

<sup>o</sup> 詳細な検証結果は、第21回社会保障審議会生活保護基準部会の資料3の12頁を参照。

<sup>p</sup> 詳細な検証結果は、第21回社会保障審議会生活保護基準部会の資料3の13頁を参照。

<sup>q</sup> 詳細な検証結果は、第21回社会保障審議会生活保護基準部会の資料3の14頁～17頁を参照。



れると考えられる属性（※）の世帯における冬季の光熱費支出額の増加額と比較した場合の2種類の比較を行った。また、地区区分については、現行の冬季加算の区分と省エネ基準の地域区分の2種類で比較を行った。

（※）住宅の構造：木造・防火木造、住宅の所有関係：民営の賃貸住宅、就業の有無：就業人員なし

- その結果は、別紙3のとおりであるが、2人以上の低所得世帯における冬季の光熱費増加支出額と冬季加算額を比較した場合、現行の冬季加算の地区区分では、I区を含む大部分の地区において、低所得世帯における光熱費増加支出額が冬季加算額を下回っていた。また、省エネ基準の地域区分で比較した場合でも、ほぼ同様の傾向が認められた。

なお、I区の冬季増加光熱費（1か月あたり）の額を年間収入分位別にみると、第1・十分位が9,483円、第1・五分位が9,889円、第1～3・五分位が10,988円となっており、年間収入分位によって冬季増加光熱費の額に大きな差がないことから、光熱費が節約の余地が少ない必需費目であることが確認できた。

- また、生活保護受給世帯に多く含まれると考えられる属性の世帯における冬季の光熱費支出額の増加額と比較した場合においても、現行の冬季加算の地区区分で比較した場合及び省エネ基準の地域区分で比較した場合の双方で、大部分の地区において、低所得世帯における光熱費増加支出額が冬季加算額を下回っていることが認められた。

なお、検証結果を踏まえて冬季加算額の見直しを行う際には、生活保護受給世帯に多く含まれると考えられる属性の世帯に限定した集計結果は、調査世帯数が少ない地区もあることに留意が必要である。

#### (8) 灯油消費推計額の確認

- 冬季加算が、寒冷地等における灯油消費額の冬季増加分を賄えるものとなっているか、灯油消費実態調査により把握される各地域の灯油消費量と灯油価格を用いて、灯油消費額の冬季増加分を確認した。

都道府県	灯油消費額推計(月額(円))(冬季(11月～3月)増加分)				
	平均(A)	木造一戸建て (A)×109.3%	木造共同住宅 (A)×70.1%	鉄筋造り一戸建て (A)×77.9%	鉄筋造り共同住宅 (A)×32.5%
北海道	15,723	17,187	11,017	12,254	5,104
青森県	15,289	16,712	10,713	11,916	4,964
秋田県	9,718	10,623	6,809	7,574	3,155
岩手県	11,059	12,089	7,749	8,619	3,590

↑ 詳細な検証結果は、第20回社会保障審議会生活保護基準部会の資料2の15頁～17頁を参照。

山形県	11,542	12,617	8,087	8,996	3,747
新潟県	9,533	10,421	6,680	7,430	3,095
宮城県	9,601	10,495	6,727	7,483	3,117
福島県	7,994	8,738	5,601	6,230	2,595
富山県	8,892	9,720	6,230	6,930	2,887
長野県	9,140	9,991	6,404	7,124	2,967
石川県	8,232	8,998	5,768	6,416	2,673
福井県	8,779	9,596	6,151	6,842	2,850
栃木県	5,461	5,969	3,826	4,256	1,773
山梨県	5,727	6,260	4,013	4,464	1,859
岐阜県	7,273	7,950	5,096	5,668	2,361
鳥取県	5,876	6,423	4,117	4,580	1,908
島根県	6,847	7,484	4,798	5,336	2,223

資料：平成18年度灯油消費実態調査（石油情報センター）による灯油使用量及び石油製品価格調査（資源エネルギー庁）のデータをもとに厚生労働省において推計<sup>5</sup>

- 灯油消費額推計（冬季増加分）は、各地域において、現行の冬季加算額（3人世帯）の額の範囲内となっていることを確認した。

#### 4 冬季加算の検証結果に関する留意事項

- 今回の検証においては、月別の消費支出の実態を把握することができる公的統計である家計調査のデータを用いて、地区別に冬季と冬季以外の消費支出の差と冬季加算との比較等を行なった。

今回の検証では、地区別に光熱費の支出額が増加する冬季の期間を検証した上で、冬季と冬季以外の光熱費支出額の差をみたものであり、この地区区分による実態を踏まえた結果であると考えられる。

一方で、既に述べたとおり、統計上の制約から、豪雪地域や山間部の検証が十分できておらず（家計調査データの調査対象地域には、豪雪地域や山間地域が必ずしも含まれていない）、地区区分の平均値が豪雪地域や山間部の実態を反映していない可能性があることや、本来は冬季加算と生活扶助本体の水準は併せて検討されることが望ましいこと、生活必需品目である光熱費は、より精緻なマーケットバスケット方式による検証など今回とは別のアプローチでの検証方法も考えられるといった課題がある。

そのため、今回の検証結果を踏まえて冬季加算を見直すに当たっては、今回の検証では必ずしも十分に捉えられなかった地域特性（特に豪雪地域や山間部等）を勘案し、留意事項を十分に踏まえつつ、生活保護受給世帯の健康に悪影響を及ぼすことのないようにする必要がある。また、今回の冬季加算の検証手法が、唯

<sup>5</sup> 家屋の構造別の灯油消費額を推計するに当たっては、平成18年度灯油消費実態調査による家屋構造別の灯油使用量のデータを基に、平均（家屋の構造の区分なし）を100%とする家屋の構造別の灯油消費量（木造一戸建て：109.3%、木造共同住宅：70.1%、鉄筋造り一戸建て：77.9%、鉄筋造り共同住宅：32.5%）を推計し、平均における灯油消費額推計（冬季増加分）に乗じた。

一の手法でもないことから、見直しによる生活保護受給世帯への影響も踏まえた上で、次回の生活扶助基準の定期的な検証の中で、必要なデータや検証手法を改善、開発していくことが必要である。

- 今後、厚生労働省において冬季加算の見直しを検討する際には、上記3の検証結果・評価を考慮するとともに、以下の点についても留意する必要がある。
- 今回の検証に使用した家計調査データについては、平成21年～平成25年のものであることから、これ以降の光熱費の物価の動向等についても考慮する必要がある。
- また、傷病・障害等により、常時在宅しており、暖房にかかる費用が一般的な世帯より多くかかる特別な事情がある場合に、必要な暖房費用が賄えないことがないように、必要最小限度の額を別途設定できる仕組みが必要である。
- 今回の冬季加算の見直しに合わせ、光熱費以外で冬季に増加需要があると考えられる除雪費用への対応や保護開始時における暖房器具を有していない場合の購入費用へのより手厚い対応が必要と考えられる。
- なお、冬季加算が昭和40年代まで参照してきた国家公務員の寒冷地手当など、一般に行われている寒冷地への手当と著しく均衡を欠くのは問題であるので、その点も考慮すべきとの意見があった。

#### IV その他

- 本部会においては、平成26年5月に開催した第17回より、有子世帯の扶助・加算についても論点や検証手法について議論を進めてきた。
- しかし、子どもの貧困対策については、政府として積極的に取り組んでいるところであり、子どもの貧困率とりわけひとり親世帯の貧困率自体が先進国の中でも高いことを考慮すると、有子世帯の扶助・加算の見直しについては、一般低所得世帯との均衡という考え方のみで見直すことは適切ではないとの意見があり、子どもの貧困対策の観点からより慎重に検討すべきとの意見が多かったことから、今回はとりまとめを見送った。
- 今後も引き続き本部会において、政府として取り組んでいる子どもの貧困対策を踏まえつつ、議論を重ねていく必要がある。
- 常設の本部会においては、その他の扶助や加算制度について、検証に必要なデータの収集・整理や検証手法の開発を、データが利用可能となる時期を踏まえて、適切に行っていく必要がある。
- また、生活保護基準の見直しを行った場合は、生活保護受給世帯への影響を的確に把握し、本部会において、その影響の評価・検証を行う必要がある。

#### <参考> 本部会資料

以下の厚生労働省ホームページのURLを参照

・ <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=126702>

## 最低水準を満たす民営借家等の家賃額と住宅扶助特別基準の比較について

- 単身世帯における民営借家又はUR賃貸住宅であって、住生活基本計画に定める最低居住面積水準及び設備条件を満たす住宅（生活保護受給世帯を含む。）の家賃額の5パーセント値～25パーセント値<sup>t</sup>を推計し、住宅扶助特別基準（上限額）との比較を行った。
- 住宅・土地統計調査の調査対象には、生活保護受給世帯が含まれるため、生活保護受給世帯の居住実態に関する調査を用いて、生活保護受給世帯を除いた場合の家賃額5パーセント値～25パーセント値も推計した。

## &lt;生活保護受給世帯を含む住宅・土地統計調査のデータを用いた集計&gt;

単身・民営借家+UR賃貸・1級地

単位：円

	特別基準額 (A)	最低居住面積水準以上であって設備条件を満たす住宅(※)の家賃の5パーセント値 (B)	最低居住面積水準以上であって設備条件を満たす住宅(※)の家賃の10パーセント値 (C)	最低居住面積水準以上であって設備条件を満たす住宅(※)の家賃の15パーセント値 (D)	最低居住面積水準以上であって設備条件を満たす住宅(※)の家賃の20パーセント値 (E)	最低居住面積水準以上であって設備条件を満たす住宅(※)の家賃の25パーセント値 (F)	(B)-(A)	(C)-(A)	(D)-(A)	(E)-(A)	(F)-(A)
北海道	29,000	28,300	30,950	32,055	32,055	35,000	-700	1,950	3,055	3,055	6,000
埼玉県	47,700	40,000	45,000	49,900	50,000	54,500	-7,700	-2,700	2,200	2,300	6,800
千葉県	46,000	36,000	43,300	48,000	50,000	53,000	-10,000	-2,700	2,000	4,000	7,000
東京都	53,700	40,330	50,000	55,330	60,000	63,000	-13,370	-3,700	1,630	6,300	9,300
神奈川県	46,000	36,000	40,000	44,000	46,000	49,100	-10,000	-6,000	-2,000	0	3,100
京都府	41,000	35,000	40,000	41,000	42,000	45,000	-6,000	-1,000	0	1,000	4,000
大阪府	42,000	31,000	38,000	40,000	42,000	45,000	-11,000	-4,000	-2,000	0	3,000
兵庫県	42,500	29,000	38,000	41,500	45,000	46,000	-13,500	-4,500	-1,000	2,500	3,500
広島県	35,000	26,700	29,000	30,000	35,000	40,000	-8,300	-6,000	-5,000	0	5,000
最大値	53,700	40,330	50,000	55,330	60,000	63,000	-700	1,950	3,055	6,300	9,300
最小値	29,000	26,700	29,000	30,000	32,055	35,000	-13,500	-6,000	-5,000	0	3,000

資料：総務省統計局「平成20年住宅・土地統計調査」の調査票情報を独自集計したものである。

(注) 特別基準額、級地、指定都市及び中核市の別は、平成26年度のものである(以下の表において同じ)。

※ 住宅・土地統計調査における最低居住面積水準の定義

◇最低居住面積水準

二人以上の世帯で、床面積の合計(延べ面積)が次の算式以上を確保している。

10平方メートル×世帯人員+10平方メートル(注1、注2)

単身世帯の場合は、以下のいずれかを確保している。

(1) 29歳以下の単身者で、専用の台所があり、居住室の畳数が「4.5畳」以上

(2) 29歳以下の単身者で、共用の台所があり、居住室の畳数が「6.0畳」以上

(3) 30歳以上の単身者で、床面積の合計(延べ面積)が「25平方メートル」以上

注1 世帯人員は、3歳未満の者は0.25人、3歳以上6歳未満の者は0.5人、6歳以上10歳未満の者は0.75人として算出する。ただし、これらにより算出された世帯人員が2人に満たない場合は2人とする。また、年齢が「不詳」の者は1人とする。

注2 世帯人員(注1の適用がある場合には適用後の世帯人員)が4人を超える場合は、上記の面積から5%を控除する。

◇水準以上の世帯で設備等の条件を満たしている

最低居住面積水準以上の世帯であって、専用の台所、水洗トイレ、浴室、洗面所のいずれの設備もある世帯。

<sup>t</sup> 最低水準を満たす民営借家等のうち、家賃額が住宅扶助特別基準以下の割合が都道府県別にみた場合、5.1%～28.5%となっていることも踏まえ、5～25パーセント値をみたもの。

	特別基準額 (A)	最低居住面積水準以上 であって設備 条件を満たす 住宅の家賃 の5パーセン タイル値(B)	最低居住面積水準以上 であって設備 条件を満たす 住宅の家賃 の10パーセ ンタイル値 (C)	最低居住面積水準以上 であって設備 条件を満たす 住宅の家賃 の15パーセ ンタイル値 (D)	最低居住面積水準以上 であって設備 条件を満たす 住宅の家賃 の20パーセ ンタイル値 (E)	最低居住面積水準以上 であって設備 条件を満たす 住宅の家賃 の25パーセ ンタイル値 (F)	(B)-(A)	(C)-(A)	(D)-(A)	(E)-(A)	(F)-(A)
北海道	29,000	28,000	31,000	35,000	37,000	40,000	-1,000	2,000	6,000	8,000	11,000
宮城県	35,000	30,000	35,000	38,000	40,000	42,000	-5,000	0	3,000	5,000	7,000
山形県	31,000	30,000	32,000	35,000	35,500	39,000	-1,000	1,000	4,000	4,500	8,000
福島県	31,000	29,000	31,000	36,000	38,000	39,000	-2,000	0	5,000	7,000	8,000
茨城県	35,400	30,000	35,000	37,000	40,000	40,000	-5,400	-400	1,600	4,600	4,600
栃木県	32,000	30,000	32,000	35,000	38,000	40,000	-2,000	0	3,000	6,000	8,000
群馬県	34,200	21,000	25,000	30,000	34,000	35,000	-13,200	-9,200	-4,200	-200	800
埼玉県	47,700	33,530	38,000	40,000	42,000	45,000	-14,170	-9,700	-7,700	-5,700	-2,700
千葉県	46,000	30,000	36,300	38,900	40,000	44,000	-16,000	-9,700	-7,100	-6,000	-2,000
東京都	53,700	34,000	40,000	45,000	49,860	50,000	-19,700	-13,700	-8,700	-3,840	-3,700
神奈川県	46,000	34,000	40,000	43,000	46,000	50,000	-12,000	-6,000	-3,000	0	4,000
新潟県	31,800	17,400	30,000	31,800	35,000	38,500	-14,400	-1,800	0	3,200	6,700
富山県	29,000	24,000	29,000	35,000	35,000	39,000	-5,000	0	6,000	6,000	10,000
石川県	33,100	8,800	20,000	30,000	38,000	40,000	-24,300	-13,100	-3,100	4,900	6,900
福井県	32,000	30,000	33,000	37,000	40,000	40,000	-2,000	1,000	5,000	8,000	8,000
山梨県	28,400	30,000	35,000	39,000	40,000	40,000	1,600	6,600	10,600	11,600	11,600
長野県	37,600	30,000	34,000	37,000	40,000	42,000	-7,600	-3,600	-600	2,400	4,400
岐阜県	32,200	18,000	30,000	34,000	37,100	40,000	-14,200	-2,200	1,800	4,900	7,800
静岡県	37,000	28,200	40,000	43,000	45,000	48,000	-8,800	3,000	6,000	8,000	11,000
愛知県	37,000	33,000	38,000	40,000	43,000	45,000	-4,000	1,000	3,000	6,000	8,000
三重県	35,200	29,000	32,000	37,000	40,000	42,000	-6,200	-3,200	1,800	4,800	6,800
滋賀県	41,000	35,000	40,000	44,000	47,500	48,500	-6,000	-1,000	3,000	6,500	7,500
京都府	41,000	27,000	35,000	37,210	39,000	40,000	-14,000	-6,000	-3,790	-2,000	-1,000
大阪府	42,000	25,100	28,250	30,000	33,000	37,400	-16,900	-13,750	-12,000	-9,000	-4,600
兵庫県	42,500	30,000	36,000	40,000	41,000	43,500	-12,500	-6,500	-2,500	-1,500	1,000
奈良県	40,000	5,900	26,000	32,000	35,000	36,000	-34,100	-14,000	-8,000	-5,000	-4,000
鳥取県	36,000	25,000	27,000	29,000	30,000	33,000	-11,000	-9,000	-7,000	-6,000	-3,000
島根県	35,000	23,000	32,000	35,000	38,000	40,000	-12,000	-3,000	0	3,000	5,000
岡山県	34,800	15,000	22,000	23,000	30,000	35,000	-19,800	-12,800	-11,800	-4,800	200
広島県	35,000	18,900	32,000	37,000	39,500	40,000	-16,100	-3,000	2,000	4,500	5,000
山口県	31,000	27,000	30,000	33,000	35,000	38,000	-4,000	-1,000	2,000	4,000	7,000
徳島県	29,000	26,000	31,000	35,000	38,000	40,000	-3,000	2,000	6,000	9,000	11,000
福岡県	32,000	30,000	33,000	35,000	37,000	40,000	-2,000	1,000	3,000	5,000	8,000
佐賀県	30,300	30,000	35,000	35,000	36,500	39,000	-300	4,700	4,700	6,200	8,700
長崎県	29,000	25,000	27,000	28,000	30,000	31,000	-4,000	-2,000	-1,000	1,000	2,000
熊本県	30,200	25,000	31,630	38,000	38,000	38,000	-5,200	1,430	7,800	7,800	7,800
大分県	27,500	30,000	30,000	35,000	35,000	36,000	2,500	2,500	7,500	7,500	8,500
最大値	53,700	35,000	40,000	45,000	49,860	50,000	2,500	6,600	10,600	11,600	11,600
最小値	27,500	5,900	20,000	23,000	30,000	31,000	-34,100	-14,000	-12,000	-9,000	-4,600

資料：総務省統計局「平成20年住宅・土地統計調査」の調査票情報を独自集計したものである。



	特別基準額 (A)	最低居住面積水準以上であって設備条件を満たす住宅の家賃の5パーセント値(B)	最低居住面積水準以上であって設備条件を満たす住宅の家賃の10パーセント値(C)	最低居住面積水準以上であって設備条件を満たす住宅の家賃の15パーセント値(D)	最低居住面積水準以上であって設備条件を満たす住宅の家賃の20パーセント値(E)	最低居住面積水準以上であって設備条件を満たす住宅の家賃の25パーセント値(F)	(B)－(A)	(C)－(A)	(D)－(A)	(E)－(A)	(F)－(A)
札幌市	36,000	30,000	35,000	38,000	40,000	42,000	-6,000	-1,000	2,000	4,000	6,000
仙台市	37,000	33,000	37,000	40,000	43,000	45,000	-4,000	0	3,000	6,000	8,000
さいたま市	47,700	38,000	43,000	45,800	49,000	51,000	-9,700	-4,700	-1,900	1,300	3,300
千葉市	45,000	33,100	38,500	40,000	43,000	45,000	-11,900	-6,500	-5,000	-2,000	0
横浜市	53,700	43,000	50,000	53,200	57,000	60,000	-10,700	-3,700	-500	3,300	6,300
川崎市	53,700	45,000	52,000	56,000	60,000	63,000	-8,700	-1,700	2,300	6,300	9,300
相模原市	46,000	36,000	40,000	41,000	45,000	48,000	-10,000	-6,000	-5,000	-1,000	2,000
新潟市	35,500	30,000	35,000	37,000	40,000	40,000	-5,500	-500	1,500	4,500	4,500
静岡市	39,000	34,000	39,500	41,000	44,000	46,000	-5,000	500	2,000	5,000	7,000
浜松市	37,700	34,000	38,000	40,000	42,000	43,500	-3,700	300	2,300	4,300	5,800
名古屋市	35,800	35,000	40,000	43,000	46,700	49,500	-800	4,200	7,200	10,900	13,700
京都市	42,500	32,000	37,000	40,000	42,000	45,000	-10,500	-5,500	-2,500	-500	2,500
大阪市	42,000	33,000	39,000	42,000	45,000	50,000	-9,000	-3,000	0	3,000	8,000
堺市	40,000	29,400	33,000	35,900	37,400	39,800	-10,600	-7,000	-4,100	-2,600	-200
神戸市	42,500	31,000	36,660	40,000	43,000	45,000	-11,500	-5,840	-2,500	500	2,500
岡山市	37,000	30,000	35,000	37,000	40,000	40,000	-7,000	-2,000	0	3,000	3,000
広島市	42,000	31,000	35,000	39,000	40,000	42,000	-11,000	-7,000	-3,000	-2,000	0
北九州市	31,500	20,000	28,000	30,000	32,000	34,000	-11,500	-3,500	-1,500	500	2,500
福岡市	37,000	30,000	34,280	37,000	40,000	41,000	-7,000	-2,720	0	3,000	4,000
熊本市	31,100	25,000	30,000	33,000	35,000	36,000	-6,100	-1,100	1,900	3,900	4,900
最大値	53,700	45,000	52,000	56,000	60,000	63,000	-800	4,200	7,200	10,900	13,700
最小値	31,100	20,000	28,000	30,000	32,000	34,000	-11,900	-7,000	-5,000	-2,600	-200

資料：総務省統計局「平成20年住宅・土地統計調査」の調査票情報を独自集計したものである。





<住宅・土地統計調査のデータから、推計により生活保護受給世帯を除いた集計>

単位：円

単身・民営借家+UR賃貸・1級地

	特別基準額 (A)	最低居住面 積水準以上 であって設備 条件を満たす 住宅の家賃 の5パーセン タイル値(B)	最低居住面 積水準以上 であって設備 条件を満たす 住宅の家賃 の10パーセ ンタイル値 (C)	最低居住面 積水準以上 であって設備 条件を満たす 住宅の家賃 の13パーセ ンタイル値 (D)	最低居住面 積水準以上 であって設備 条件を満たす 住宅の家賃 の15パーセ ンタイル値 (E)	最低居住面 積水準以上 であって設備 条件を満たす 住宅の家賃 の20パーセ ンタイル値 (F)	最低居住面 積水準以上 であって設備 条件を満たす 住宅の家賃 の25パーセ ンタイル値 (G)	(B)-(A)	(C)-(A)	(D)-(A)	(E)-(A)	(F)-(A)	(G)-(A)
北海道	29,000	30,000	32,000	32,055	32,055	35,000	35,000	1,000	3,000	3,055	3,055	6,000	6,000
埼玉県	47,700	40,000	45,000	49,000	50,000	51,900	55,000	-7,700	-2,700	1,300	2,300	4,200	7,300
千葉県	46,000	36,000	44,850	48,000	50,000	51,010	54,000	-10,000	-1,150	2,000	4,000	5,010	8,000
東京都	53,700	41,000	50,000	55,000	56,000	60,000	63,000	-12,700	-3,700	1,300	2,300	6,300	9,300
神奈川県	46,000	36,000	40,000	42,500	44,000	46,000	50,000	-10,000	-6,000	-3,500	-2,000	0	4,000
京都府	41,000	35,000	40,000	41,000	41,000	42,000	45,000	-6,000	-1,000	0	0	1,000	4,000
大阪府	42,000	32,000	38,600	40,000	41,000	45,000	46,000	-10,000	-3,400	-2,000	-1,000	3,000	4,000
兵庫県	42,500	29,000	38,200	40,720	43,670	45,000	49,000	-13,500	-4,300	-1,780	1,170	2,500	6,500
広島県	35,000	26,700	29,000	30,000	30,000	36,000	41,200	-8,300	-6,000	-5,000	-5,000	1,000	6,200
最大値	53,700	41,000	50,000	55,000	56,000	60,000	63,000	1,000	3,000	3,055	4,000	6,300	9,300
最小値	29,000	26,700	29,000	30,000	30,000	35,000	35,000	-13,500	-6,000	-5,000	-5,000	0	4,000

資料：総務省統計局「平成20年住宅・土地統計調査」の調査票情報を独自集計したものである。

※ 生活保護受給世帯の住宅の数を生活保護受給世帯の居住実態に関する調査の結果により推計し、除外したもの。

単身・民営借家+UR賃貸・2級地

単位：円

	特別基準額 (A)	最低居住面 積水準以上 であって設備 条件を満たす 住宅の家賃 の5パーセン タイル値(B)	最低居住面 積水準以上 であって設備 条件を満たす 住宅の家賃 の10パーセ ンタイル値(C)	最低居住面 積水準以上 であって設備 条件を満たす 住宅の家賃 の13パーセ ンタイル値(D)	最低居住面 積水準以上 であって設備 条件を満たす 住宅の家賃 の15パーセ ンタイル値(E)	最低居住面 積水準以上 であって設備 条件を満たす 住宅の家賃 の20パーセ ンタイル値(F)	最低居住面 積水準以上 であって設備 条件を満たす 住宅の家賃 の25パーセ ンタイル値(G)	(B)-(A)	(C)-(A)	(D)-(A)	(E)-(A)	(F)-(A)	(G)-(A)
北海道	29,000	31,500	35,000	36,000	36,700	40,000	40,000	2,500	6,000	7,000	7,700	11,000	11,000
宮城県	35,000	32,000	36,520	38,000	40,000	40,000	43,000	-3,000	1,520	3,000	5,000	5,000	8,000
山形県	31,000	30,000	32,000	35,000	35,000	38,000	39,000	-1,000	1,000	4,000	4,000	7,000	8,000
福島県	31,000	29,000	35,000	36,000	36,300	38,000	40,000	-2,000	4,000	5,000	5,300	7,000	9,000
茨城県	35,400	30,000	35,000	37,000	38,000	40,000	42,000	-5,400	-400	1,600	2,600	4,600	6,600
栃木県	32,000	30,000	35,000	36,000	38,000	40,000	40,000	-2,000	3,000	4,000	6,000	8,000	8,000
群馬県	34,200	23,000	25,000	30,000	33,210	35,000	35,000	-11,200	-9,200	-4,200	-990	800	800
埼玉県	47,700	34,000	38,100	40,000	40,000	42,500	45,000	-13,700	-9,600	-7,700	-7,700	-5,200	-2,700
千葉県	46,000	30,000	37,000	38,000	39,000	42,000	45,000	-16,000	-9,000	-8,000	-7,000	-4,000	-1,000
東京都	53,700	34,000	41,000	42,600	46,000	50,000	51,000	-19,700	-12,700	-11,100	-7,700	-3,700	-2,700
神奈川県	46,000	34,600	40,000	42,000	45,000	50,000	53,000	-11,400	-6,000	-4,000	-1,000	4,000	7,000
新潟県	31,800	17,400	30,000	30,000	33,000	37,000	39,000	-14,400	-1,800	-1,800	1,200	5,200	7,200
富山県	29,000	26,075	35,000	35,000	35,000	38,000	40,000	-2,925	6,000	6,000	6,000	9,000	11,000
石川県	33,100	8,800	20,000	30,000	30,000	38,000	40,000	-24,300	-13,100	-3,100	-3,100	4,900	6,900
福井県	32,000	30,000	34,000	37,000	37,000	40,000	40,400	-2,000	2,000	5,000	5,000	8,000	8,400
山梨県	28,400	35,000	38,000	39,000	40,000	40,000	41,000	6,600	9,600	10,600	11,600	11,600	12,600
長野県	37,600	30,000	35,000	36,000	38,000	40,000	43,000	-7,600	-2,600	-1,600	400	2,400	5,400
岐阜県	32,200	18,000	30,000	33,000	35,000	38,000	40,000	-14,200	-2,200	800	2,800	5,800	7,800
静岡県	37,000	28,200	40,000	43,000	45,000	46,710	49,000	-8,800	3,000	6,000	8,000	9,710	12,000
愛知県	37,000	33,300	39,000	40,000	41,000	44,000	46,000	-3,700	2,000	3,000	4,000	7,000	9,000
三重県	35,200	30,000	33,000	39,500	40,000	42,000	45,000	-5,200	-2,200	4,300	4,800	6,800	9,800
滋賀県	41,000	35,000	40,000	43,000	44,000	48,000	48,500	-6,000	-1,000	2,000	3,000	7,000	7,500
京都府	41,000	28,000	35,000	36,000	38,000	39,000	40,400	-13,000	-6,000	-5,000	-3,000	-2,000	-600
大阪府	42,000	25,000	28,250	29,000	30,000	31,700	37,000	-17,000	-13,750	-13,000	-12,000	-10,300	-5,000
兵庫県	42,500	30,000	37,000	40,000	40,000	44,000	45,000	-12,500	-5,500	-2,500	-2,500	1,500	2,500
奈良県	40,000	5,900	26,000	32,000	32,000	35,000	36,000	-34,100	-14,000	-8,000	-8,000	-5,000	-4,000
鳥取県	36,000	25,000	27,000	28,000	29,000	30,000	33,000	-11,000	-9,000	-8,000	-7,000	-6,000	-3,000
島根県	35,000	23,000	32,000	35,000	35,000	38,000	40,000	-12,000	-3,000	0	0	3,000	5,000
岡山県	34,800	15,000	21,000	22,000	23,000	40,000	40,000	-19,800	-13,800	-12,800	-11,800	5,200	5,200
広島県	35,000	18,900	32,200	37,000	38,000	40,000	42,000	-16,100	-2,800	2,000	3,000	5,000	7,000
山口県	31,000	27,000	30,000	33,000	35,000	36,000	38,000	-4,000	-1,000	2,000	4,000	5,000	7,000
徳島県	29,000	28,000	35,000	37,000	38,000	40,000	40,500	-1,000	6,000	8,000	9,000	11,000	11,500
福岡県	32,000	30,000	35,000	36,000	37,000	39,200	40,000	-2,000	3,000	4,000	5,000	7,200	8,000
佐賀県	30,300	32,000	35,000	35,600	36,000	38,000	40,000	1,700	4,700	5,300	5,700	7,700	9,700
長崎県	29,000	25,000	27,000	27,950	28,000	30,000	32,000	-4,000	-2,000	-1,050	-1,000	1,000	3,000
熊本県	30,200	25,000	31,630	36,000	36,000	38,000	38,000	-5,200	1,430	5,800	5,800	7,800	7,800
大分県	27,500	30,000	33,900	35,000	35,000	35,200	37,000	2,500	6,400	7,500	7,500	7,700	9,500
最大値	53,700	35,000	41,000	43,000	46,000	50,000	53,000	6,600	9,600	10,600	11,600	11,600	12,600
最小値	27,500	5,900	20,000	22,000	23,000	30,000	32,000	-34,100	-14,000	-13,000	-12,000	-10,300	-5,000

資料：総務省統計局「平成20年住宅・土地統計調査」の調査票情報を独自集計したものである。

※ 生活保護受給世帯の住宅の数を生活保護受給世帯の居住実態に関する調査の結果により推計し、除外したもの。



単位：円

単身・民営借家+UR賃貸・指定都市

	特別基準額 (A)	最低居住面積水準以上 であって設備 条件を満たす 住宅の家賃 の5パーセン タイル値 (B)	最低居住面積水準以上 であって設備 条件を満たす 住宅の家賃 の10パーセ ンタイル値 (C)	最低居住面積水準以上 であって設備 条件を満たす 住宅の家賃 の13パーセ ンタイル値 (D)	最低居住面積水準以上 であって設備 条件を満たす 住宅の家賃 の15パーセ ンタイル値 (E)	最低居住面積水準以上 であって設備 条件を満たす 住宅の家賃 の20パーセ ンタイル値 (F)	最低居住面積水準以上 であって設備 条件を満たす 住宅の家賃 の25パーセ ンタイル値 (G)	(B)-(A)	(C)-(A)	(D)-(A)	(E)-(A)	(F)-(A)	(G)-(A)
札幌市	36,000	31,000	35,000	39,000	40,000	41,290	43,000	-5,000	-1,000	3,000	4,000	5,290	7,000
仙台市	37,000	33,000	38,000	40,000	40,000	43,000	45,000	-4,000	1,000	3,000	3,000	6,000	8,000
さいたま市	47,700	38,000	43,000	45,000	46,000	50,000	52,000	-9,700	-4,700	-2,700	-1,700	2,300	4,300
千葉市	45,000	34,000	39,000	40,000	40,930	43,400	47,000	-11,000	-6,000	-5,000	-4,070	-1,600	2,000
横浜市	53,700	43,000	50,000	53,000	54,000	57,200	60,000	-10,700	-3,700	-700	300	3,500	6,300
川崎市	53,700	45,000	52,000	55,000	57,000	60,000	63,000	-8,700	-1,700	1,300	3,300	6,300	9,300
相模原市	46,000	36,000	40,000	40,000	41,000	45,000	49,000	-10,000	-6,000	-6,000	-5,000	-1,000	3,000
新潟市	35,500	30,000	35,000	37,600	38,000	40,000	41,000	-5,500	-500	2,100	2,500	4,500	5,500
静岡市	39,000	35,000	40,000	40,350	42,000	45,000	46,000	-4,000	1,000	1,350	3,000	6,000	7,000
浜松市	37,700	34,000	40,000	40,000	40,350	42,000	44,500	-3,700	2,300	2,300	2,650	4,300	6,800
名古屋市	35,800	35,000	40,000	43,000	44,800	47,000	50,000	-800	4,200	7,200	9,000	11,200	14,200
京都市	42,500	32,000	37,000	39,000	40,000	42,260	45,000	-10,500	-5,500	-3,500	-2,500	-240	2,500
大阪市	42,000	33,000	39,000	40,000	43,200	47,000	50,000	-9,000	-3,000	-2,000	1,200	5,000	8,000
堺市	40,000	29,500	33,400	35,000	36,030	37,500	40,000	-10,500	-6,600	-5,000	-3,970	-2,500	0
神戸市	42,500	31,000	36,800	40,000	40,000	44,400	46,000	-11,500	-5,700	-2,500	-2,500	1,900	3,500
岡山市	37,000	30,000	35,000	37,000	38,000	40,000	42,000	-7,000	-2,000	0	1,000	3,000	5,000
広島市	42,000	32,000	35,000	38,000	39,200	40,000	43,367	-10,000	-7,000	-4,000	-2,800	-2,000	1,367
北九州市	31,500	20,000	28,000	30,000	30,000	32,000	35,000	-11,500	-3,500	-1,500	-1,500	500	3,500
福岡市	37,000	30,000	35,000	36,700	38,000	40,000	42,000	-7,000	-2,000	-300	1,000	3,000	5,000
熊本市	31,100	26,670	30,000	33,000	35,000	36,000	38,000	-4,430	-1,100	1,900	3,900	4,900	6,900
最大値	53,700	45,000	52,000	55,000	57,000	60,000	63,000	-800	4,200	7,200	9,000	11,200	14,200
最小値	31,100	20,000	28,000	30,000	30,000	32,000	35,000	-11,500	-7,000	-6,000	-5,000	-2,500	0

資料：総務省統計局「平成20年住宅・土地統計調査」の調査票情報を独自集計したものである。

※ 生活保護受給世帯の住宅の数を生活保護受給世帯の居住実態に関する調査の結果により推計し、除外したもの。

	特別基準額 (A)	最低居住面積水準以上 であって設備 条件を満たす 住宅の家賃 の5パーセン タイル値(B)	最低居住面積水準以上 であって設備 条件を満たす 住宅の家賃 の10パーセ ンタイル値(C)	最低居住面積水準以上 であって設備 条件を満たす 住宅の家賃 の13パー セントイル 値(D)	最低居住面積水準以上 であって設備 条件を満たす 住宅の家賃 の15パー セントイル 値(E)	最低居住面積水準以上 であって設備 条件を満たす 住宅の家賃 の20パー セントイル 値(F)	最低居住面積水準以上 であって設備 条件を満たす 住宅の家賃 の25パー セントイル 値(G)	(B)-(A)	(C)-(A)	(D)-(A)	(E)-(A)	(F)-(A)	(G)-(A)
函館市	29,000	19,000	35,000	38,000	40,000	40,000	40,000	-10,000	6,000	9,000	11,000	11,000	11,000
旭川市	28,000	30,000	32,000	35,000	35,000	38,000	40,000	2,000	4,000	7,000	7,000	10,000	12,000
青森市	31,000	20,000	32,000	35,000	35,000	38,000	40,000	-11,000	1,000	4,000	4,000	7,000	9,000
盛岡市	31,000	33,000	38,000	40,000	40,000	43,000	46,000	2,000	7,000	9,000	9,000	12,000	15,000
秋田市	31,000	32,000	35,000	36,000	38,000	40,000	42,000	1,000	4,000	5,000	7,000	9,000	11,000
郡山市	30,000	30,000	35,000	37,000	39,000	40,000	42,000	0	5,000	7,000	9,000	10,000	12,000
いわき市	30,000	30,000	35,000	35,000	36,000	40,000	40,000	0	5,000	5,000	6,000	10,000	10,000
宇都宮市	38,100	35,000	38,000	40,000	40,000	42,000	43,000	-3,100	-100	1,900	1,900	3,900	4,900
前橋市	34,200	30,000	36,000	38,000	39,000	40,000	42,000	-4,200	1,800	3,800	4,800	5,800	7,800
高崎市	34,200	30,000	35,000	38,000	39,000	40,000	43,000	-4,200	800	3,800	4,800	5,800	8,800
川越市	47,000	30,000	36,000	37,000	41,000	44,731	48,000	-17,000	-11,000	-10,000	-6,000	-2,269	1,000
船橋市	46,000	34,000	40,000	42,000	44,000	50,000	52,100	-12,000	-6,000	-4,000	-2,000	4,000	6,100
柏市	45,000	30,000	36,000	39,000	40,490	43,000	48,000	-15,000	-9,000	-6,000	-4,510	-2,000	3,000
横須賀市	46,000	30,000	42,000	45,000	49,000	50,000	52,800	-16,000	-4,000	-1,000	3,000	4,000	6,800
富山市	30,000	30,000	34,000	36,000	37,000	38,890	40,000	0	4,000	6,000	7,000	8,890	10,000
金沢市	34,000	30,000	35,000	35,000	35,000	40,000	40,000	-4,000	1,000	1,000	1,000	6,000	6,000
長野市	37,600	28,000	35,000	37,000	38,000	40,000	42,000	-9,600	-2,600	-600	400	2,400	4,400
岐阜市	32,000	28,000	32,000	35,000	35,000	37,000	40,000	-4,000	0	3,000	3,000	5,000	8,000
豊橋市	38,000	31,000	35,000	36,000	37,000	40,000	42,000	-7,000	-3,000	-2,000	-1,000	2,000	4,000
岡崎市	37,000	35,800	41,000	42,000	43,000	45,000	47,000	-1,200	4,000	5,000	6,000	8,000	10,000
豊田市	37,400	39,000	42,000	44,000	45,000	47,000	50,000	1,600	4,600	6,600	7,600	9,600	12,600
大津市	41,000	33,500	38,000	40,000	40,000	42,500	45,000	-7,500	-3,000	-1,000	-1,000	1,500	4,000
枚方市	42,000	30,000	32,000	34,000	36,000	40,300	44,000	-12,000	-10,000	-8,000	-6,000	-1,700	2,000
豊中市	42,000	40,000	45,000	47,000	48,000	50,000	50,850	-2,000	3,000	5,000	6,000	8,000	8,850
高槻市	42,000	33,000	40,000	40,000	42,000	45,000	46,000	-9,000	-2,000	-2,000	0	3,000	4,000
東大阪市	42,000	30,000	33,000	35,000	36,000	40,000	45,000	-12,000	-9,000	-7,000	-6,000	-2,000	3,000
姫路市	40,000	32,000	38,000	39,140	40,000	40,000	44,000	-8,000	-2,000	-860	0	0	4,000
尼崎市	42,500	35,000	40,000	47,000	50,000	53,000	55,000	-7,500	-2,500	4,500	7,500	10,500	12,500
西宮市	42,500	39,000	42,000	44,000	45,000	50,000	52,000	-3,500	-500	1,500	2,500	7,500	9,500
奈良市	42,500	27,000	34,500	36,900	38,000	40,000	40,000	-15,500	-8,000	-5,600	-4,500	-2,500	-2,500
和歌山市	35,000	30,000	32,000	35,000	35,000	37,000	40,000	-5,000	-3,000	0	0	2,000	5,000
倉敷市	35,000	20,000	33,000	39,000	39,000	42,000	45,000	-15,000	-2,000	4,000	4,000	7,000	10,000
福山市	35,100	27,500	33,000	35,000	37,000	40,000	41,000	-7,600	-2,100	-100	1,900	4,900	5,900
下関市	31,000	22,700	25,600	29,000	30,000	30,000	34,500	-8,300	-5,400	-2,000	-1,000	-1,000	3,500
高松市	41,000	30,000	30,000	35,000	36,000	39,000	40,000	-11,000	-11,000	-6,000	-5,000	-2,000	-1,000
松山市	32,000	26,300	30,000	33,000	35,000	35,500	38,000	-5,700	-2,000	1,000	3,000	3,500	6,000
高知市	32,000	27,000	31,500	34,000	35,000	37,000	38,000	-5,000	-500	2,000	3,000	5,000	6,000
久留米市	32,000	30,000	30,000	32,000	34,500	35,000	38,000	-2,000	-2,000	0	2,500	3,000	6,000
長崎市	30,000	25,000	35,000	38,000	38,000	40,000	43,000	-5,000	5,000	8,000	8,000	10,000	13,000
大分市	31,000	21,500	29,000	30,000	31,000	33,000	35,000	-9,500	-2,000	-1,000	0	2,000	4,000
宮崎市	29,500	24,000	28,000	30,000	30,000	34,000	35,000	-5,500	-1,500	500	500	4,500	5,500
鹿児島市	31,600	30,000	35,000	36,000	38,000	39,000	40,000	-1,600	3,400	4,400	6,400	7,400	8,400
那覇市	32,000	30,000	30,000	30,000	30,000	35,000	35,000	-2,000	-2,000	-2,000	-2,000	3,000	3,000
最大値	47,000	40,000	45,000	47,000	50,000	53,000	55,000	2,000	7,000	9,000	11,000	12,000	15,000
最小値	28,000	19,000	25,600	29,000	30,000	30,000	34,500	-17,000	-11,000	-10,000	-6,000	-2,500	-2,500

資料：総務省統計局「平成20年住宅・土地統計調査」の調査票情報を独自集計したものである。

※ 生活保護受給世帯の住宅の数を生活保護受給世帯の居住実態に関する調査の結果により推計し、除外したものを。

## 家賃算定式（家賃関数）の推定について

## 1 家賃関数の推定

2人以上世帯の住宅扶助特別基準の検証に当たっては、まず、平成20年住宅・土地統計調査の個票データを用いて、住宅の属性などを説明変数とする家賃関数を仮定し、最小二乗法により係数を決定した。推定に当たっては、個票データを民営借家だけに絞った上で、家賃月額<sup>u</sup>の自然対数を被説明変数とする以下の推定式<sup>v</sup>を用いた。家賃に影響を与える説明変数としては、床面積及び建築時期、建築構造、住宅設備の有無、駅までの距離、地域<sup>v</sup>（住宅扶助特別基準の地域区分）のダミー変数を採用した。

〈推定式〉

$$\ln P = a + b \cdot \ln S + \sum_j c_j \cdot X_j$$

$P$	: 家賃月額(円) ※ ln は自然対数
$S$	: 説明変数(床面積(m <sup>2</sup> ))
$X_j$	: 説明変数(住宅の属性、地域)
$a, b, c_j$	: 係数 (個票データから最小二乗法により定める。)

推定精度を高めるため、家賃額が0円のデータ、各変数の属性が不詳のデータなどを除外した上で、外れ値処理として都道府県別に家賃の平均額から標準偏差の2倍以上離れたデータを除外して用いた。

## 2 家賃関数の推定結果

1の推定式を最小二乗法により推定した結果は表のとおりである。すべての説明変数の係数は、1%水準で統計的に有意であり、また各係数の符号条件も整合的である。

<sup>u</sup> 全国消費実態調査（総務省統計局）における持ち家の帰属家賃の推計に当たっても、類似の推定モデルが用いられている。

<sup>v</sup> 地域に鉄道沿線などの詳細な属性を入れることにより推定式への当てはまりがよくなることが想定されるが、住宅扶助特別基準の検証に当たっての活用は困難と考えられることから採用しなかった。



2人以上の低所得世帯における冬季の光熱費支出額の増加額と冬季加算の比較

地域：地区別  
調査時期：平成21年1月～平成25年12月

級地別：区分なし

世帯人数：2人以上世帯  
光熱費0円を除く

単位：円

光熱費支出額

	光熱費が増加する月数(冬季)(a)	第1・十分位					第1・五分位					第1～3・五分位				
		世帯人数(年平均)	冬季以外(A)	冬季(B)	(B)-(A)(C)	冬季増加光熱費(冬季期間計)(a)×(C)	世帯人数(年平均)	冬季以外(A)	冬季(B)	(B)-(A)(C)	冬季増加光熱費(冬季期間計)(a)×(C)	世帯人数(年平均)	冬季以外(A)	冬季(B)	(B)-(A)(C)	冬季増加光熱費(冬季期間計)(a)×(C)
I区	7(11～5月)	3.3	14,037	23,520	9,483	66,383	3.2	14,346	24,236	9,889	69,224	3.1	14,239	25,227	10,988	76,916
II区	7(11～5月)	3.4	12,890	22,256	9,366	65,564	3.3	13,949	22,822	8,873	62,111	3.3	14,210	23,966	9,756	68,290
III区	6(12～5月)	3.3	13,690	21,182	7,492	44,950	3.2	13,925	21,386	7,462	44,771	3.1	14,271	22,743	8,471	50,829
IV区	6(12～5月)	3.7	15,602	23,220	7,618	45,709	3.4	15,752	22,665	6,912	41,474	3.4	16,016	23,361	7,345	44,072
V区	5(12～4月)	3.2	15,008	20,471	5,464	27,318	3.2	14,742	20,645	5,903	29,514	3.2	14,941	21,140	6,200	30,998
VI区	5(12～4月)	3.1	13,688	18,464	4,776	23,882	3.1	13,707	18,837	5,130	25,650	3.0	13,893	19,563	5,670	28,348
合計	6(12～5月)	3.2	13,752	19,187	5,435	32,613	3.1	13,818	19,477	5,659	33,953	3.1	13,931	20,124	6,193	37,155

単位：円

	冬季加算額(1月あたり) (家計調査のデータの属性を当てはめた平均額)			冬季加算額(11～3月合計) (家計調査のデータの属性を当てはめた平均額)		
	第1・十分位	第1・五分位	第1～3・五分位	第1・十分位	第1・五分位	第1～3・五分位
I区	32,353	32,240	31,958	161,764	161,202	159,792
II区	22,960	22,669	22,690	114,802	113,346	113,448
III区	15,217	15,168	15,119	76,085	75,839	75,597
IV区	11,938	11,770	11,688	59,692	58,850	58,440
V区	7,896	7,913	7,858	39,479	39,565	39,288
VI区	4,266	4,256	4,261	21,332	21,278	21,304
合計	9,146	8,742	8,150	45,731	43,710	40,749

	サンプルサイズ(5年の合計)		
	第1・十分位	第1・五分位	第1～3・五分位
I区	4,638	8,700	22,218
II区	2,893	5,662	14,987
III区	3,221	6,400	19,353
IV区	1,268	2,741	8,369
V区	4,316	8,691	25,691
VI区	32,982	64,889	191,504
合計	49,318	97,083	282,122

資料：総務省統計局「家計調査」の調査票情報を独自集計したもの。



地域：地区別  
住宅の構造：木造・防火木造

級地別：区分なし  
住宅の所有関係：民営の賃貸住宅（設備専用）

世帯人数：2人以上世帯  
就業の有無：就業人員なし

所得：年間収入第1・十分位、第1・五分位、第1～3・五分位（等価可処分所得により分位設定）  
光熱費0円を除く

単位：円

光熱費支出額

	光熱費が増加する月数(冬季) (a)	第1・十分位					第1・五分位					第1～3・五分位				
		世帯人数 (年平均)	冬季以外 (A)	冬季 (B)	(B)－(A) (C)	冬季増加光熱費 (冬季期間計) (a)×(C)	世帯人数 (年平均)	冬季以外 (A)	冬季 (B)	(B)－(A) (C)	冬季増加光熱費 (冬季期間計) (a)×(C)	世帯人数 (年平均)	冬季以外 (A)	冬季 (B)	(B)－(A) (C)	冬季増加光熱費 (冬季期間計) (a)×(C)
I区	7(11～5月)	2.3	12,319	24,888	12,569	87,983	2.3	11,934	24,107	12,173	85,211	2.2	13,063	23,593	10,531	73,714
II区	7(11～5月)	2.3	7,275	16,545	9,270	64,891	2.3	7,705	16,862	9,157	64,097	2.2	8,581	20,428	11,847	82,930
III区	6(12～5月)	2.1	11,007	13,717	2,710	16,261	2.1	10,845	13,581	2,736	16,417	2.1	11,640	17,568	5,928	35,567
IV区	6(12～5月)	2.1	8,446	17,017	8,571	51,425	2.1	9,348	18,190	8,842	53,054	2.1	11,709	18,587	6,878	41,268
V区	5(12～4月)	2.4	10,551	18,351	7,799	38,996	2.4	10,753	17,891	7,138	35,689	2.2	10,198	16,444	6,246	31,232
VI区	5(12～4月)	2.2	10,787	14,093	3,305	16,526	2.2	10,971	13,926	2,954	14,772	2.1	11,238	15,519	4,281	21,403
合計	6(12～5月)	2.3	11,027	16,391	5,364	32,187	2.2	11,144	15,705	4,561	27,367	2.1	11,484	16,578	5,094	30,567

単位：円

	冬季加算額(1月あたり) (家計調査のデータの属性を当てはめた平均額)			冬季加算額(11～3月合計) (家計調査のデータの属性を当てはめた平均額)		
	第1・十分位	第1・五分位	第1～3・五分位	第1・十分位	第1・五分位	第1～3・五分位
I区	30,444	29,874	29,468	152,219	149,369	147,338
II区	20,673	20,703	20,298	103,366	103,513	101,490
III区	13,082	13,204	13,136	65,411	66,018	65,681
IV区	10,371	10,376	10,187	51,853	51,882	50,933
V区	7,303	7,318	7,068	36,514	36,588	35,341
VI区	3,854	3,857	3,829	19,271	19,286	19,144
合計	9,714	9,029	8,344	48,569	45,143	41,721

	サンプルサイズ(5年の合計)		
	第1・十分位	第1・五分位	第1～3・五分位
I区	198	281	423
II区	67	90	159
III区	80	125	201
IV区	20	32	77
V区	118	179	284
VI区	838	1,378	2,294
合計	1,321	2,085	3,438

資料：総務省統計局「家計調査」の調査票情報を独自集計したもの。

## 社会保障審議会生活保護基準部会 委員名簿

阿部 彩	国立社会保障・人口問題研究所 社会保障応用分析研究部長
岩田 正美	日本女子大学人間社会学部教授
大竹 文雄	大阪大学理事副学長
岡部 卓	首都大学東京都市教養学部教授
(部会長) 駒村 康平	慶應義塾大学経済学部教授
園田 真理子	明治大学理工学部教授
栃本 一三郎	上智大学総合人間科学部教授
道中 隆	関西国際大学教育学部教授
宮本 みち子	放送大学教養学部副学長
山田 篤裕	慶應義塾大学経済学部教授

(敬称略、五十音順)